

平成24年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線：7412)

2目 住宅建設費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
公営住宅整備事業	795,094	1,034,757	△239,663	376,790	<343,000> 343,000	78	75,226	県負担額 418,226
トータルコスト	825,510千円 (前年度 1,064,501千円) [正職員：4.7人 非常勤職員：4.0人]							
主な業務内容	企画立案、交付金事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

昭和50年代以前に建設された老朽化した県営住宅(約1,700戸)のうち安全性が認められる住棟については、公的資産の有効活用及び環境配慮の観点から順次、長寿命化することとし、全面的改善(エレベーター設置、バリアフリー化、設備更新及び内装等改修)又はエコ改善(断熱・省エネ改修、設備・配管改修)を実施する。

なお、老朽化が進み安全性の観点で長寿命化に適さない住棟については例外的に建替を実施する。また、建替等整備時期の到来していない住棟については、計画的な改修、修繕を実施する。

2 主な事業内容

(1) 建替等整備事業

団地名	位置	構造・階数	戸数	備考
余子	境港市誠道町	木造平・2階建	28	建替(基本+1期14戸実施)設計
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造4階建	24	52-2棟全面的改善工事
末恒第1	鳥取市美萩野	鉄筋コンクリート造4階建	24	53-13棟全面的改善工事
東浜	鳥取市浜坂	鉄筋コンクリート造4階建	24	全面的改善(1期)設計
緑町第1	鳥取市立川町	鉄筋コンクリート造4階建	24	エコ改善(1期)設計
末恒第1	鳥取市美萩野	鉄筋コンクリート造4階建	16	エコ改善(1期)設計
ひばりが丘	鳥取市浜坂	鉄筋コンクリート造4階建	16	エコ改善(1期)設計
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造4階建	16	エコ改善(1期)設計
上福原第1	米子市上福原	鉄筋コンクリート造4階建	16	エコ改善(1期)設計

(2) 大規模修繕事業

- ・外壁改修工事(末恒第1団地49-3、4棟28戸、内浜団地58-1、2棟32戸、永江団地48-1、2棟24戸)
- ・給排水改修工事(智頭第1団地12戸及び赤碕港団地16戸下水接続、富益団地16戸分風呂釜等取替)
- ・断熱改修工事(北園第1団地7戸住戸改修)
- ・屋根断熱防水改修工事(永江団地50-3、52-4、53-1棟60戸、渡団地40戸、外江団地57-58-1棟32戸)
- ・バリアフリー改修工事(丸山第1団地車いす対応住戸改修1戸、ひばりが丘団地集会所改修設計)

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成17年度から地域住宅交付金(平成22年度から社会資本整備交付金に移行)により、鳥取県地域住宅計画(H17~22)に沿って整備・改修事業を実施している。
- ・平成23年度からは地域住宅計画Ⅱ期(H23~27)では、全面的改善時の一層のコスト縮減及びエコ改修(モデル事業)の手法によるエコ改善事業に取り組んでいる。
- ・鳥取県住生活基本計画において、公営住宅の適正な供給(量)について見直した。

(注) 起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。  
県負担額は記載欄の〈 〉書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。

平成24年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

2目 住宅建設費

住宅政策課（内線：7408）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入金)	一般財源	
鳥取県あんしん賃貸 支援事業	(5,610) 5,610	(8,230) 370	(△2,620) 5,240	(2,805) 2,805		(2,805) 2,805		
トータルコスト	9,633千円（前年度 4,364千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	制度周知啓発、協力店・物件等登録事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居							

※上段（ ）は商工労働部のふるさと雇用再生特別交付金事業計上分を含む額

事業内容の説明

1 事業の目的

住宅確保に配慮を要する高齢者等の住生活安定向上を図るため、民間賃貸住宅の有効活用に係る基盤整備を行うことにより、地域の実情に応じた重層的な住宅セーフティネットの構築を推進する。

2 事業の概要

民間賃貸住宅市場において、高齢者等の入居が敬遠されがちな実態を踏まえ、高齢者等の円滑な入居に協力する民間賃貸住宅及び協力不動産店に係る登録制度の普及を図ると共に、関係機関の連携した支援によって居住に係る不安等を軽減し、高齢者等の住生活安定を支援する。

【事業対象者：高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯であって自立した日常生活が可能な者】

(1) あんしん賃貸住宅及び協力不動産店の登録

- 高齢者等の入居を拒否しない民賃貸住宅及び事業に協力する不動産店を登録し、(社)鳥取県宅地建物取引業協会等との連携により広く情報提供。
- 登録された協力不動産店が高齢者等の入居相談に応じ、あんしん賃貸住宅への円滑な入居を支援。

(2) あんしん賃貸支援事業相談員の配置

- (社)鳥取県宅地建物取引業協会へ委託し、東・中部で1名、西部で1名、計2名の専任相談員を配置。
- 事業の一元的窓口として相談・問い合わせ等に応じるほか、入居に係る連絡調整、関係者への協力要請等により、制度の普及定着及び高齢者等の円滑入居を包括的に推進。

(3) 関係機関の連携支援

- 市町村における既存の福祉施策及び地域の支援体制等と有効に連携し、高齢者等に対する情報提供及び入居後の生活支援等を一体的に実施。
- 協力不動産店等との連携により、入居相談時からの継続した支援を提供。

(4) 家賃債務保証制度の活用啓発

- (財)高齢者住宅財団が、実施している家賃債務保証制度について情報提供。
- 家賃滞納、保証人確保等に係る不安を軽減し、円滑な賃貸借契約の締結を支援。

3 これまでの取組状況・改善点

- ・平成21年度に(社)鳥取県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会鳥取県本部と協力協定を締結し、高齢者等の住宅確保要配慮者の居住安定に向け、不動産業界と協力して取り組んでいく体制を整備した。
- ・平成23年12月末時点で、協力不動産店57店、あんしん賃貸住宅85棟(641戸)が登録されており、不動産関係者の理解が広がっている。
- ・平成21年7月から委託実施している専任相談員を継続配置し、地域関係者との信頼関係のもと、高齢者等の入居・居住に係る連携支援体制を確立し、民間賃貸住宅の活用による住宅セーフティネット強化を推進する。平成23年度の相談状況により専任相談員を3名から2名に減。
- ・平成24年度中に県・市町村、居住支援団体、不動産団体による居住支援協議会を立ち上げ、居住支援に関する情報を関係者間で共有・協議した上で、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施する。

平成24年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

2目 住宅建設費

住宅政策課 (内線: 7408)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
鳥取県地域優良賃貸住宅供給促進事業	1,500	2,460	△960	720			780													
トータルコスト	3,109千円 (前年度 4,058千円) [正職員: 0.2人]																			
主な業務内容	制度広報、関係機関連絡調整、事業実施状況管理、補助金交付事務																			
工程表の政策目標(指標)	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>民間事業者による障がい者向け賃貸住宅(鳥取県地域優良賃貸住宅)の供給を推進し、民間資源を活用した障がい者の居住安定・住環境向上を図ることにより、重層的な住宅セーフティネットの構築に資する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>県の認定を受けた鳥取県地域優良賃貸住宅を経営する民間事業者に対し、入居者の所得等に応じた家賃減額に要する費用の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象戸数 3戸</li> <li>・予算額 1,440千円</li> </ul> <p>3 これまでの取組状況、進捗目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度に建築関係者、不動産関係者、福祉関係者、学識経験者等を構成員とする鳥取県地域優良賃貸住宅供給計画認定委員会を設置し、平成22年度にかけて整備対象地域及び住宅の整備基準等を検討。</li> <li>・平成22年度に供給計画の公募を行った結果、3戸の供給を認定し、住戸のバリアフリー化等に伴う改修事業を実施。</li> <li>・平成23年度に改修事業が完了し、家賃減額助成を開始。今後は地域の実情に応じた市町村の取組みを啓発していく。</li> </ul>																				
鳥取県高齢者居住安定確保推進事業	115,547	115,547	0	57,743			57,804													
トータルコスト	118,765千円 (前年度 117,943千円) [正職員: 0.4人]																			
主な業務内容	補助金交付事務、認定事業者への管理等の指導																			
工程表の政策目標(指標)	-																			
事業内容の説明																				
<p>知事が認定した高齢者向け優良賃貸住宅を管理している民間事業者に対し、家賃の一部助成を行うための経費。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家賃補助</td> <td>115,487千円</td> <td>入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・6団地 286戸(国1/2、県1/2)</td> </tr> <tr> <td>標準事務費</td> <td>60千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>115,547千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	内 容	家賃補助	115,487千円	入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・6団地 286戸(国1/2、県1/2)	標準事務費	60千円		合計	115,547千円	
区分	予算額	内 容																		
家賃補助	115,487千円	入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・6団地 286戸(国1/2、県1/2)																		
標準事務費	60千円																			
合計	115,547千円																			

平成24年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

2目 住宅建設費

住宅政策課 (内線: 7408)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
住宅新築資金等貸付助成事業	11,996	24,229	△12,233	7,684			4,312																
トータルコスト	13,605千円 (前年度 25,827千円) [正職員: 0.2人]																						
主な業務内容	補助金交付事務、国との調整、市町村指導、調査統計																						
工程表の政策目標(指標)	-																						
事業内容の説明																							
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による貸付金及び、地方債の償還期限延長に伴う市町村の財政負担の増を軽減するための補助に要する経費。																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>償還推進助成事業費</td> <td>11,527千円</td> <td>・償還業務に要する費用等の財政負担軽減 ・償還業務費等の3/4 (国2/3、県1/3)</td> </tr> <tr> <td>償還推進指導費</td> <td>91千円</td> <td>・市町村の徴収業務の向上を図るための研修会の費用</td> </tr> <tr> <td>標準事務費</td> <td>378千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,996千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	内容	償還推進助成事業費	11,527千円	・償還業務に要する費用等の財政負担軽減 ・償還業務費等の3/4 (国2/3、県1/3)	償還推進指導費	91千円	・市町村の徴収業務の向上を図るための研修会の費用	標準事務費	378千円		合計	11,996千円	
区分	予算額	内容																					
償還推進助成事業費	11,527千円	・償還業務に要する費用等の財政負担軽減 ・償還業務費等の3/4 (国2/3、県1/3)																					
償還推進指導費	91千円	・市町村の徴収業務の向上を図るための研修会の費用																					
標準事務費	378千円																						
合計	11,996千円																						
個人住宅建設資金貸付事業	11,313	16,255	△4,942			(貸付金元利収入) 11,313																	
トータルコスト	11,313千円 (前年度 16,255千円) [正職員: 0.0人]																						
主な業務内容	預託金貸付・償還事務																						
工程表の政策目標(指標)	-																						
事業内容の説明																							
県民の持家建設促進等のため県と金融機関との協調融資の借入残高に対する預託を行うための経費。(継続分のみ)																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資対象</th> <th>貸付利率</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者</td> <td>公庫基準金利 +0.5%</td> <td>新築・購入: 400万円 改良: 200万円</td> <td>新築・購入: 20年以内 改良: 10年以内</td> </tr> </tbody> </table>									融資対象	貸付利率	融資限度額	返済期間	公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者	公庫基準金利 +0.5%	新築・購入: 400万円 改良: 200万円	新築・購入: 20年以内 改良: 10年以内							
融資対象	貸付利率	融資限度額	返済期間																				
公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者	公庫基準金利 +0.5%	新築・購入: 400万円 改良: 200万円	新築・購入: 20年以内 改良: 10年以内																				
鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付事業	12,641	14,081	△1,440			(貸付金元利収入) 12,421	220																
トータルコスト	13,446千円 (前年度 14,880千円) [正職員: 0.1人]																						
主な業務内容	預託金貸付・償還事務																						
工程表の政策目標(指標)	-																						
事業内容の説明																							
鳥取県西部地震による被災住宅の建替等に係る住宅融資を受ける者に対し、金融機関と協調して上乗せ融資を行うための経費。(継続分のみ)																							
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>公庫等から住宅資金を借受けた者であって住宅資金の不足する者</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>・建設 400万円 (20年償還、据置なし) ・補修 200万円 (10年償還、据置なし)</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>2.1%</td> </tr> </tbody> </table>									対象者	公庫等から住宅資金を借受けた者であって住宅資金の不足する者	貸付限度額	・建設 400万円 (20年償還、据置なし) ・補修 200万円 (10年償還、据置なし)	貸付利率	2.1%									
対象者	公庫等から住宅資金を借受けた者であって住宅資金の不足する者																						
貸付限度額	・建設 400万円 (20年償還、据置なし) ・補修 200万円 (10年償還、据置なし)																						
貸付利率	2.1%																						

平成24年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業	3,000	3,000	0	1,500			1,500	
トータルコスト	3,805千円 (前年度 3,799千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、団体の活動に対する指導、育成							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域の風土に根ざした木造住宅に関する技能・伝統・文化を次世代に受け継ぐため、大手住宅メーカーに比べ商品力・営業力の弱い県内の木造住宅に係る生産者団体の活動を支援し、企画力の向上を図るとともに、県民に広く木造住宅の魅力を伝えることにより、県産材の需要拡大を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>木造住宅の建設に携わる者の組織する団体が行う木造住宅の普及及び県産材の需要拡大、伝統技術の普及継承、県民の住文化の向上等の目的に合致する取組みに対して助成する。 (補助率 1/2)</p>								
住宅金融支援機構審査受託等事務費	248	248	0			(受託事業収入) 65	183	
トータルコスト	4,271千円 (前年度 4,242千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	住宅金融支援機構審査受託業務、住宅相談受付、関連諸制度の広報							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>住宅金融支援機構の災害関連貸付に係る設計及び工事審査を受託するほか、耐震・リフォーム・シックハウスなど、県民が直面している住まいづくりに関する様々な課題に対処するための支援を行うための経費。</p>								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県被災者住宅再建支援基金積立事業	130,194	128,638	1,556			(寄附金) 50,000 (財産収入) 30,194	50,000	
トータルコスト	130,999千円 (前年度 129,437千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	基金の積立業務							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的 鳥取県被災者住宅再建支援条例 (平成13年鳥取県条例第40号) に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」を補完し、被災者の住宅再建を支援することで、被災地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。</p> <p>2 事業概要 自然災害により、住宅に著しい被害を受けた地域における被災者に対して交付する支援金の財源に充てるため、県と市町村が協調して被災者住宅再建支援基金を積立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度拠出額: 1億円 (県5千万円 + 市町村5千万円) + 基金運用利息</li> <li>・基金積立目標額: 20億円</li> <li>・平成23年度末基金積立見込額: 18億円</li> </ul> <p>3 予算額 130,194千円                  県、市町村拠出額 100,000千円                  基金運用利息 30,194千円                  ※有価証券、定期預金により運用</p>								

廃止事業

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県特定優良賃貸住宅供給促進事業	0	94	△94	0			0	
トータルコスト	0千円 (前年度 893千円)							

平成24年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

東部総合事務所生活環境局（電話：0857-20-3676）

4目 環境保全費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化事業	1,500	1,500	0				1,500	
トータルコスト	2,305千円（前年度 2,299千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	地域団体・町との協議、申請書の審査、支払事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要                      自然環境が豊かな氷ノ山後山那岐山国定公園をエリアに擁する「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里」の活性化を図るため、わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会が行う夏山開き等の地域活性化事業（広報宣伝活動、集客促進活動、イベント等）に係る経費の一部を負担する。</p> <p>2 主な事業内容                      わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会負担金：1,500千円                      （費用負担 県1,500千円、若桜町1,500千円、地域団体1,640千円、その他179千円）                      ・わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会では、地域団体の意識向上に応えつつ、観光客の誘致を主とするこれまでの事業形態から、国定公園である意義を踏まえて、氷ノ山地域の自然環境資源の保護・利活用を中心とした取組を進めている。</p> <p>(1)自然環境啓発・地域活性化事業                      森林整備等の自然体験活動の充実、氷ノ山夏山開き、オータムフェスタの開催等                      ・響の森と連携した森林整備等の自然体験活動の充実。                      ・氷ノ山夏山開き（6月上旬）                      ・響の森やキャンプ場等の施設を利用し、自然環境の保全・利活用の啓発と集客力向上のためのイベントの開催</p> <p>(2)調査研究事業                      地域資源の保護・育成リーダーの養成及び研修会等の開催                      ・氷ノ山愛好家等地元関係者に企画段階から参画してもらい氷ノ山に特化した希少動植物等のガイドブックの作成を通して後継者の育成を図る。                      ・氷ノ山地域の案内板更新などの環境整備を行うとともに、氷ノ山の自然環境や資源について観光客に有効かつ効果的に解説が行えるガイドを養成する研修会を実施する。</p> <p>(3)広報宣伝事業                      PRポスターやチラシの作成、ホームページ等への掲載、メディアへの情報提供等を行うとともに、旅行会社、学校等各種団体への誘致活動を行う。</p>								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

中部総合事務所生活環境局（電話：0858-23-3150）

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東郷池の覆砂効果 検証調査事業	8,116	8,764	△648				8,116	
トータルコスト	8,921千円（前年度 10,362千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、外部委託調査の委託事務、検証調査まとめ など							
工程表の政策目標（指標）	東郷池の水質管理計画に基づく水質浄化活動の実施							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 東郷池の水質汚濁のひとつの要因である底泥（ヘドロ）に覆砂を実施したことに伴う効果の持続性及び有効性について検証調査を行う。</p> <p>2 主な事業内容                      (1) 調査内容 覆砂を実施したことによる水質改善の効果を底質調査により検証すると共に、効果の減少要因を堆積状況調査、沈降物調査により究明する。                      (2) 調査スケジュール 有機塩等の溶出量が多く水質が悪化する夏期（8月）のみとする。                      (3) 調査機関 外部調査機関</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点                      (1) 「東郷池水質管理計画」により水質浄化対策として、平成21、22年度に松崎地先における水深3.5m以深の0.10km<sup>2</sup>に覆砂を実施した。                      (2) 覆砂施工前後の調査から、覆砂により底泥からの栄養塩の溶出について大きな抑制効果が得られ、底生生物（例：シジミ等）の生息が確認されたが、持続性や効果の減少傾向について把握検討し、今後の水質改善のための湖内浄化対策に繋げる必要性がある。</p>								



平成24年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所県民局（電話：0859-31-9629）

4目 環境保全費（地方機関計上予算）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山駐車場利用向上事業	13,950	264	13,686				13,950	
トータルコスト	14,755千円（前年度 1,063千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	修繕工事費の支払い、委託料の支払い、関係団体との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県立大山駐車場の適正な管理運営を行うため、大山屋内駐車場において早急に修繕が必要となっている箇所の修繕工事及び大山駐車場敷地内の融雪装置の維持管理に要する経費の支出を行う。								
2 主な事業内容								
(1) 大山駐車場（大山屋内駐車場）の施設修繕工事費 13,686千円								
（単位：千円）								
区 分				予算額				
工事費（エキスパンション部破損修繕等）				12,852				
設計委託料				834				
合 計				13,686				
エキスパンション：大山屋内駐車場は、大きく2つの部分から成っており、その継ぎ目部分								
(2) 大山駐車場融雪装置保守点検委託料 264千円								

西部総合事務所県民局大山自然歴史館

廃止事業

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山自然歴史館事業	0	21,938	△21,938					
トータルコスト	0千円（前年度：38,713千円）							

平成24年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

西部総合事務所県民局大山自然歴史館（電話：0859-52-2327）

2項 環境衛生費

→事業実施：西部総合事務所生活環境局（電話：0859-31-9320）

4目 環境保全費〈地方機関計上予算〉

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 大山自然歴史館管理運営費	30,764	0	30,764				30,764	
トータルコスト	33,982千円（前年度 0千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	指定管理者との協議・調整、運営状況の確認							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県立大山自然歴史館の管理運営を指定管理者に委託するための経費。

2 主な事業内容

(1) 指定管理者

一般社団法人大山観光局（西伯郡大山町大山39番地5）  
（代表理事 足立敏雄）

(2) 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）

(3) 指定管理委託料

30,764千円（24年度）[債務負担行為限度額 153,820千円]

(4) 指定理由

他の施設管理実績に加え、大山の魅力発信のための取組みや利用者サービス向上が期待できるとともに、収支計画も堅実であると認められ、指定管理者として適当である。

(5) 指定管理者制度導入のスケジュール

① 指定管理者の募集（10月20日～12月2日）

② 第2回指定管理候補者審査委員会（12月8日） → 大山観光局を候補者に決定

③ 指定管理者の指定（2月議会） → 協定書の締結

④ 平成24年4月1日から指定管理者による管理運営の開始

3 これまでの取組状況、改善点

大山自然歴史館は、平成17年のリニューアルオープン以来、大山の自然や歴史・文化を広く紹介するとともに、自然観察会をはじめ、各種イベントを開催し、県内外に大山の魅力を発信してきた。

【入館者数の推移】

（単位：人）

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
58,995	71,734	71,058	71,212	72,496	71,029

【取組内容】

- (1) 施設及び設備の維持管理、展示物の充実
- (2) 各種イベントの企画・実施（企画展、自然観察会等）
- (3) 大山の登山道・動植物など最新の情報発信

平成24年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局（電話：0859-31-9320）

4目 環境保全費＜地方機関計上予算＞

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山オオタカの森保全事業	3,467	4,469	△1,002	1,333			2,134	
トータルコスト	4,272千円（前年度5,268千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	管理委託契約事務、施設維持補修事務、関係機関との調整、許認可事務							
工程表の政策目標（指標）	－							
事業内容の説明				【国庫支出金に地域自主戦略交付金を充当】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承するため、協議会の開催、観察路の維持管理、営巣環境整備等を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
（単位：千円）								
事業	予算額	内容						
協議会開催	156	委員報償費、特別旅費						
維持管理	2,895	観察路等の維持管理委託（草刈り等） 営巣環境の整備委託（間伐作業等）						
その他事務費等	416							
計	3,467							
(新) 大山自然歴史館等自然保護事業	2,592	0	2,592			(雑入) 12	2,580	
事業内容の説明								
<p>1 事業目的</p> <p>現在、鳥取県立大山自然歴史館は、西部総合事務所県民局大山自然歴史館が直営で管理・運営を行っているが、平成24年度から指定管理者制度を導入するため組織が廃止される。 この指定管理者への指導・調整等の業務が生活環境局生活安全課に移管されることから、新たな業務へ対応するため非常勤職員を1名雇用する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>大山自然歴史館との連絡調整業務、自然保護関係の業務、その他（発送作業、DB入力、雑務等） 事業費 2,592千円 報酬：1,941千円、通勤費：180千円、共済費：327千円 使用料及び賃借料（パソコンリース料）：144千円</p>								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局（電話：0859-31-9320）

4目 環境保全費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山トイレマナーアップキャンペーン事業	1,520	1,714	△194				1,520	
トータルコスト	3,934千円（前年度 4,110千円）[正職員：0.3人]							
主な業務内容	検討会運営、事業広報、イベント企画実施、関係機関との調整							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>国立公園大山でのトイレ利用のマナーアップを図るため、キャンペーンを実施するとともに、大山頂上トイレの汚泥をボランティアにより担ぎ下ろすイベントを実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 大山トイレマナーアップキャンペーンの推進（275千円）                  大山の美しい自然環境を子どもたちに伝え残していくため、「大山トイレマナーアップキャンペーン」を推進し、大山頂上トイレのあり方や登山時における用便について、登山者一人ひとりに考えてもらい、マナーやモラルの向上を図る。</p> <p>(2) 大山頂上トイレ汚泥キャリーダウン・ボランティアの実施（914千円）                  県が管理する大山頂上トイレ浄化槽内の沈殿汚泥の運搬にあたり、出来るだけ自然環境に負荷を与えず、参加者が自ら歩き、自然に親しみながら大山の自然環境を考えることができるよう、人力による汚泥の担ぎ下ろし作業をボランティアイベントとして継続実施する。</p> <p>(3) 大山トイレマナーアップ検討会の実施（331千円）                  大山トイレマナー五ヶ条の普及啓発や携帯トイレの使用推進等の検討を行い、大山頂上トイレのあり方等に関する提言を行うため、学識経験者、地元、行政等で構成する大山トイレマナーアップ検討会を開催する。</p> <p>3 これまでの取組状況</p> <p>(1) マナーアップキャンペーン                  平成20年9月1日よりスタート                  平成22年6月6日 大山夏山開き祭（山頂祭）でのPR活動（480名にPRカード配布）                  平成23年6月5日 大山夏山開き祭（山頂祭）でのPR活動（500名にPRカード配布）</p> <p>(2) キャリーダウン・ボランティア                  第1回：平成20年9月28日 参加者 451名 作業量 1.2トン                  第2回：平成21年9月27日 参加者 433名 作業量 1.0トン                  第3回：平成22年9月26日 参加者 301名 作業量 0.6トン                  第4回：平成23年9月11日 参加者 250名 作業量 0.5トン</p> <p>(3) マナーアップ検討会                  第1回：平成21年8月21日                  第2回：平成22年3月18日                  第3回：平成22年6月24日</p>								

平成24年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	2款 総務費						
		うち生活環境部					
			2項 企画費				
			1目 企画総務費	2目 計画調査費	3目 交通対策費	4目 土地対策費	
1 報酬	497,760	7,460	7,460		2,904	4,242	314
2 給料	2,953,450	14,888	14,888	14,888			
3 職員手当等	4,857,694	7,492	7,492	7,492			
4 共済費	1,188,476	6,554	6,554	5,660	240	654	
5 災害補償費	500						
6 恩給及び退職年金	33,575						
7 賃金	32,007	135	135				135
8 報償費	193,113	1,783	1,783		1,783		
9 旅費	232,099	2,425	2,425		1,913	264	248
費用弁償	18,572	446	446		247	151	48
普通旅費	161,565	934	934		621	113	200
特別旅費	51,962	1,045	1,045		1,045		
10 交際費	4,650						
11 需用費	482,776	3,315	3,315		1,605	1,300	410
12 役務費	519,969	2,246	2,246		1,510	556	180
13 委託料	3,329,499	13,035	13,035		300	100	12,635
14 使用料及び賃借料	581,447	2,483	2,483		2,055	388	40
15 工事請負費	969,614						
16 原材料費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費	57,645	30	30			30	
19 負担金、補助及び交付金	7,178,241	15,959	15,959		10,428	5,521	10
20 扶助費							
21 貸付金							
22 補償、補填及び賠償金	2,000						
23 償還金、利子及び割引料	193,000						
24 投資及び出資金							
25 積立金	1,511,972						
26 寄附金							
27 公課費	317						
28 繰出金							
予備費							
計	24,819,804	77,805	77,805	28,040	22,738	13,055	13,972
財源							
内 国庫支出金	1,319,622	297	297				297
地方債	433,000						
その他	2,574,597	714	714		653	24	37
訳 一般財源	20,492,585	76,794	76,794	28,040	22,085	13,031	13,638

平成24年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	3款 民生費				
		うち生活環境部			
			1項 社会福祉費		
			1目 社会福祉総 務費	7目 消費者支援 対策費	
1 報酬	357,863	2,828	2,828	202	2,626
2 給料	1,578,128	22,332	22,332		22,332
3 職員手当等	890,843	11,238	11,238		11,238
4 共済費	630,261	8,817	8,817		8,817
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 貸金	484				
8 報償費	78,634	3,869	3,869	245	3,624
9 旅費	66,395	2,707	2,707	410	2,297
費用弁償	8,639	298	298	57	241
普通旅費	35,934	1,692	1,692	178	1,514
特別旅費	21,822	717	717	175	542
10 交際費					
11 需用費	194,582	4,338	4,338	289	4,049
12 役務費	94,103	4,751	4,751	471	4,280
13 委託料	2,480,412	31,551	31,551		31,551
14 使用料及び賃借料	71,408	1,863	1,863	253	1,610
15 工事請負費	41,961				
16 原材料費					
17 公有財産購入費					
18 備品購入費	31,728	20	20		20
19 負担金、補助及び交付金	32,492,080	48,501	48,501	5,917	42,584
20 扶助費	2,245,223				
21 貸付金	50,347	200	200		200
22 補償、補填及び賠償金					
23 償還金、利子及び割引料	457,000				
24 投資及び出資金					
25 積立金	313,460	240	240		240
26 寄附金	1,250				
27 公課費	98				
28 繰出金	2,558				
予備費					
計	42,078,818	143,255	143,255	7,787	135,468
財 国庫支出金	3,098,789				
源 地方債					
内 その他	4,548,622	48,231	48,231	916	47,315
訳 一般財源	34,431,407	95,024	95,024	6,871	88,153

平成24年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	4款 衛生費							
		うち生活環境部						
		1項 公衆衛生費			2項 環境衛生費			
			1目 公衆衛生総 務費	3目 予防費	6目 衛生環境研 究所費		1目 環境衛生総 務費	
1 報酬	141,154	65,812	18,725		12,998	5,727	47,087	
2 給料	1,414,744	707,564	126,548	126,548			294,422	294,422
3 職員手当等	779,753	366,181	65,078	65,078			156,246	156,246
4 共済費	559,417	281,354	51,003	48,110	1,998	895	121,396	114,615
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 貸金	4,738							
8 報償費	62,232	8,003	508		355	153	7,495	
9 旅費	74,502	24,023	5,978		623	5,355	18,045	
費用弁償	3,541	1,104	214		125	89	890	
普通旅費	44,266	18,181	5,289		420	4,869	12,892	
特別旅費	26,695	4,738	475		78	397	4,263	
10 交際費								
11 需用費	220,484	112,141	45,251		3,234	42,017	66,890	
12 役務費	73,399	28,913	4,956		819	4,137	23,957	
13 委託料	839,524	456,607	63,126		2,333	60,793	393,481	
14 材料及び賃借料	73,856	33,952	6,989		2,176	4,813	26,963	
15 工事請負費	30,131	30,131					30,131	
16 原材料費								
17 公有財産購入費	210	210					210	
18 備品購入費	106,098	77,236	25,743			25,743	51,493	
19 負担金、補助及び交付金	6,772,820	455,225	124		25	99	455,101	
20 扶助費	1,329,143							
21 貸付金	972,997							
22 補償、補填及び賠償金	350	350					350	
23 譲渡金、利子及び割引料								
24 投資及び出資金								
25 積立金	209,564	198,055					198,055	
26 寄附金	30,500							
27 公課費	30							
28 繰出金								
予備費								
計	13,695,646	2,845,757	414,029	239,736	24,561	149,732	1,891,322	565,283
財源内訳								
国庫支出金	1,494,236	362,581					362,581	
地方債	12,000							
その他	3,859,458	131,100	2,913		2,818	95	128,187	56,989
一般財源	8,329,952	2,352,076	411,116	239,736	21,743	149,637	1,400,554	508,294

平成24年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	4款 衛生費				
	2項 環境衛生費			3項 保健所費	
	2目 食品衛生指 導費	3目 環境衛生連 絡調整費	4目 環境保全費		1目 保健所費
1 報酬	6,019	264	40,804		
2 給料				286,594	286,594
3 職員手当等				144,857	144,857
4 共済費	917		5,864	108,955	108,955
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 賃金					
8 報償費	1,382	148	5,965		
9 旅費	3,280	923	13,842		
費用弁償	52	38	800		
普通旅費	2,564	881	9,447		
特別旅費	664	4	3,595		
10 交際費					
11 需用費	25,549	1,209	40,132		
12 役務費	2,462	1,530	19,965		
13 委託料	19,287	996	373,198		
14 使用料及び賃借料	2,168	1,198	23,597		
15 工事請負費			30,131		
16 原材料費					
17 公有財産購入費			210		
18 備品購入費	1,969	992	48,532		
19 負担金、補助及び交付金	1,025	19,760	434,316		
20 扶助費					
21 貸付金					
22 償還、補填及び賠償金			350		
23 償還金、利子及び割引料					
24 投資及び出資金					
25 積立金			198,055		
26 寄附金					
27 公課費					
28 繰出金					
予備費					
計	64,058	27,020	1,234,961	540,406	540,406
財源					
内 国庫支出金	2,722	8,199	351,660		
地方債					
その他	45,982	872	24,344		
訳 一般財源	15,354	17,949	858,957	540,406	540,406



平成24年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	6款 農林水産業費								
	うち生活環境部								
	1項 農業費			3項 農地費		4項 林業費			
			6目 農作物対 策費	7目 肥料植物 防疫費		2目 土地改良 費		9目 狩猟費	
1 報酬	340,043	5,800						5,800	5,800
2 給料	2,568,980	4,522				4,522	4,522		
3 職員手当等	1,301,721	1,873				1,873	1,873		
4 共済費	1,016,314	2,309				1,415	1,415	894	894
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金	1,003								
8 報償費	38,776	1,200						1,200	1,200
9 旅費	99,416	1,066	265	153	112	160	160	641	641
費用弁償	4,054								
普通旅費	87,387	741	265	153	112	160	160	316	316
特別旅費	7,975	325						325	325
10 交際費									
11 需用費	528,710	6,857	467	180	287	156	156	6,234	6,234
12 役務費	125,129	1,315	472	261	211	54	54	789	789
13 委託料	1,545,451	25,368						25,368	25,368
14 使用料及び賃借料	167,238	1,255	313	273	40	190	190	752	752
15 工事請負費	4,135,401								
16 原材料費	1,726								
17 公有財産購入費	167,030								
18 備品購入費	89,896	189						189	189
19 負担金、補助及び交付金	10,571,971	144,436				142,791	142,791	1,645	1,645
20 扶助費									
21 貸付金	811,909								
22 補償、補填及び賠償金	60,476								
23 積立金、利子及び割引料	156,393								
24 投資及び出資金	10								
25 積立金	175,700								
26 寄附金									
27 公課費	349								
28 繰出金	292,896								
予備費									
計	24,196,538	196,190	1,517	867	650	151,161	151,161	43,512	43,512
財源									
内 国庫支出金	5,042,681	73,875	250		250	73,625	73,625		
地方債	1,877,000								
内 その他	3,148,817	4,510	14		14			4,496	4,496
内 一般財源	14,128,040	117,805	1,253	867	386	77,536	77,536	39,016	39,016

平成24年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	7款 商工費						
		うち生活環境部				3項 観光費	
				2項 工鉱業費	1目 工鉱業総務費	4目 計量検定費	1目 観光費
1 報酬	54,088	1,558	1,558		1,558		
2 給料	450,362	7,444	7,444	7,444			
3 職員手当等	226,633	3,746	3,746	3,746			
4 共済費	218,555	3,070	3,070	2,830	240		
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 賃金							
8 報償費	304,721	98	98		98		
9 旅費	77,758	850	700		700	150	150
費用弁償	8,514						
普通旅費	43,548	850	700		700	150	150
特別旅費	25,696						
10 交際費							
11 需用費	56,646	981	910		910	71	71
12 役務費	40,842	563	513		513	50	50
13 委託料	1,164,983						
14 使用料及び賃借料	110,004	1,000	1,000		1,000		
15 工事請負費	14,002						
16 原材料費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費	2,666						
19 負担金、補助及び交付金	7,513,070	15,022	22		22	15,000	15,000
20 扶助費							
21 貸付金	3,336,491						
22 補償、補填及び賠償金							
23 償還金、利子及び割引料							
24 投資及び出資金	3,000						
25 積立金							
26 寄附金							
27 公課費							
28 繰出金	19,110						
予備費							
計	13,592,911	34,332	19,061	14,020	5,041	15,271	15,271
財源							
内 国庫支出金	23,954						
地方債	1,200,000						
その他	2,913,140	2,350	2,350		2,350		
訳 一般財源	9,455,817	31,982	16,711	14,020	2,691	15,271	15,271

平成24年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	8款 土木費							
		うち生活環境部						
			1項 土木管理費			5項 都市計画費		
			1目 土木総務費	4目 建築指導費		1目 都市計画総 務費	3目 公園費	
1 報酬	296,284	38,082	314		314	1,687	1,466	
2 給料	2,049,638	274,244	22,198	18,610	3,588	65,812	29,776	29,776
3 職員手当等	1,033,492	134,861	9,413	9,365	48	29,968	14,984	14,984
4 共済費	819,721	105,495	7,075	7,075		22,640	11,320	11,320
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 賃金	500							
8 報償費	10,328	638	36		36	219	219	
9 旅費	79,800	7,575	2,082		2,082	2,853	1,471	394
費用弁償	2,216	709	171		171	388	371	
普通旅費	75,711	6,560	1,875		1,875	2,315	950	394
特別旅費	1,873	306	36		36	150	150	
10 交際費								
11 需用費	735,117	64,088	2,598		2,598	5,003	1,534	1,863
12 役務費	153,976	21,959	2,047		2,047	2,412	666	1,032
13 委託料	5,746,080	859,822	8,868		8,868	483,139	27,536	453,682
14 使用料及び賃借料	254,780	24,594	1,886		1,886	7,774	405	6,106
15 工事請負費	19,207,074	883,174				100,135		100,135
16 原材料費	4,320	320						
17 公有財産購入費	1,695,724							
18 備品購入費	353,133	15,763	32		32	15,631		15,631
19 負担金、補助及び交付金	8,463,254	872,370	71,335		71,335	279,480	23,006	230,887
20 扶助費								
21 貸付金	23,734	23,734						
22 補償、補填及び賠償金	2,235,881	20,903				6,003		6,003
23 預金、利子及び割引料	5,000							
24 投資及び出資金								
25 積立金	130,194	130,194						
26 寄附金								
27 公課費	7,884							
28 繰出金	3,854	3,854				3,854		
予備費								
計	43,309,768	3,481,670	127,884	35,050	92,834	1,026,610	112,383	871,813
財源								
国庫支出金	12,582,527	636,131	7,559		7,559	66,475	2,180	54,412
地方債	14,001,000	343,000						
その他	1,858,807	810,517	15,969		15,969	36,199	662	35,537
一般財源	14,867,434	1,692,022	104,356	35,050	69,306	923,936	109,541	781,864

平成24年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	8款 土木費				
	5項 都市計画費		6項 住宅費		
	4目 下水道費	5目 土地区画整 理費		1目 住宅管理費	2目 住宅建設費
1 報酬		221	36,081	27,599	8,482
2 給料	6,260		186,234	178,834	7,400
3 職員手当等			95,480	95,480	
4 共済費			75,780	74,475	1,305
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 賃金					
8 報償費			383		383
9 旅費	971	17	2,640	900	1,740
費用弁償		17	150	150	
普通旅費	971		2,370	750	1,620
特別旅費			120		120
10 交際費					
11 需用費	1,606		56,487	54,029	2,458
12 役務費	714		17,500	12,260	5,240
13 委託料	178	1,743	367,815	278,135	89,680
14 使用料及び賃借料	1,263		14,934	11,354	3,580
15 工事請負費			783,039	109,569	673,470
16 原材料費			320		320
17 公有財産購入費					
18 備品購入費			100		100
19 負担金、補助及び交付金	25,273	314	521,555	95,301	426,254
20 扶助費					
21 貸付金			23,734		23,734
22 補償、補填及び賠償金			14,900		14,900
23 借入金、利子及び割引料					
24 投資及び出資金					
25 積立金			130,194		130,194
26 寄附金					
27 公課費					
28 繰出金	3,854				
予備費					
計	40,119	2,295	2,327,176	937,936	1,389,240
財 国庫支出金	9,883		562,097	2,221	559,876
源 地方債			343,000		343,000
内 その他			758,349	651,473	106,876
訳 一般財源	30,236	2,295	663,730	284,242	379,488

平成24年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

生活環境部 合計	
節	
1 報 酬	121,540
2 給 料	1,030,994
3 職員手当等	525,391
4 共 済 費	407,599
5 災害補償費	
6 恩給及び退職年金	
7 貸 金	135
8 報 償 費	15,591
9 旅 費	38,646
費用弁償	2,557
普通旅費	28,958
特別旅費	7,131
10 交 際 費	
11 需 用 費	191,720
12 役 務 費	59,747
13 委 託 料	1,386,383
14 使用料及び賃借料	65,147
15 工事請負費	913,305
16 原 材 料 費	320
17 公有財産購入費	210
18 備品購入費	93,238
19 負担金、補助及び交付金	1,551,513
20 扶 助 費	
21 貸 付 金	23,934
22 補償、補填及び賠償金	21,253
23 償還金、利子及び割引料	
24 投資及び出資金	
25 積 立 金	328,489
26 寄 附 金	
27 公 課 費	
28 繰 出 金	3,854
予 備 費	
計	6,779,009
財 源	
内 財 源	
国庫支出金	1,072,884
地 方 債	343,000
そ の 他	997,422
一 般 財 源	4,365,703

# 節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
<b>2款 総務費</b>	
<b>2項 企画費</b>	
<b>1目 企画総務費</b>	
給 料・一般職員	4人
<b>2目 計画調査費</b>	
報 酬・景観審議会委員	15人
・景観形成巡視員	17人
・屋外広告物審議会委員	10人
・非常勤職員	1人
負担金、補助及び交付金・全国景観会議負担金	40
・鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	10,388
<b>3目 交通対策費</b>	
報 酬・交通事故相談員	2人
負担金、補助及び交付金・鳥取県交通対策協議会補助金	5,521
<b>4目 土地対策費</b>	
報 酬・土地利用審査会委員	7人
・国土利用計画地方審議会委員	12人
負担金、補助及び交付金・全国土地対策連絡協議会負担金	10
<b>3款 民生費</b>	
<b>1項 社会福祉費</b>	
<b>1目 社会福祉総務費</b>	
報 酬・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員	10人
負担金、補助及び交付金・犯罪被害者等緊急避難場所確保事業費補助金	394
・地域安全フォーラム開催補助金	523
・安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業費補助金	5,000
<b>7目 消費者支援対策費</b>	
給 料・一般職員	6人
報 酬・非常勤職員	1人
・消費生活審議会委員	15人
負担金、補助及び交付金・中部消費生活センター施設管理費負担金	380
・米子コンベンションセンター施設管理費負担金	1,204
・消費者団体等活動支援補助金	1,000
・市町村消費者行政活性化交付金	40,000
貸 付 金・訴訟費用貸付金	200
積 立 金・消費者行政活性化基金積立金	240
<b>4款 衛生費</b>	
<b>1項 公衆衛生費</b>	
<b>1目 公衆衛生総務費</b>	
給 料・一般職員	34人
<b>3目 予防費</b>	
報 酬・狂犬病予防技術員兼動物愛護技術員	7人
負担金、補助及び交付金・全国動物管理関係事業所協議会会費	25
<b>6目 衛生環境研究所費</b>	
報 酬・非常勤職員	3人
負担金、補助及び交付金・全国衛生化学技術協議会負担金	15
・地方衛生研究所全国協議会負担金	38
・全国環境研協議会負担金	46

項 目		金額(千円)等
2項 環境衛生費		
1目 環境衛生総務費		
給 料	・一般職員	81人
2目 食品衛生指導費		
報 酬	・非常勤職員	3人
	・調理師試験委員	4人
	・ふぐ処理師試験委員	7人
負担金、補助 及び交付金	・社団法人鳥取県食品衛生協会補助金	978
	・全国食肉衛生検査所協議会負担金	47
3目 環境衛生連絡調整費		
報 酬	・クリーニング師試験委員	7人
	・鳥取県生活衛生営業審議会委員	12人
負担金、補助 及び交付金	・全国生活衛生関係課課長年会費負担金	7
	・鳥取県生活衛生営業指導センター補助金	15,401
	・生活衛生営業振興事業補助金	1,500
	・ねずみ衛生害虫駆除技術研修会受講料	42
	・ペストロジー実習講座負担金	60
	・公衆浴場確保対策費市町村補助金	2,750
4目 環境保全費		
報 酬	・環境審議会委員	30人
	・調停委員	3人
	・環境影響評価審査会委員	13人
	・産業廃棄物適正処理推進指導員	3人
	・廃棄物審議会委員	7人
	・鳥取砂丘レンジャー	2人
	・鳥取砂丘景観保全推進員	1人
	・自然保護監視員	5人
	・非常勤職員	8人
負担金、補助 及び交付金	・みんなのエコフェスタ開催に係る負担金	850
	・こどもエコクラブ活動支援補助金	2,600
	・鳥取県環境推進企業協議会会費	10
	・電源立地地域対策交付金	74,335
	・住宅用太陽光発電等導入推進補助金	126,000
	・再生可能エネルギー活用事業の事業可能性調査支援補助	18,000
	・非住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金	33,500
	・家庭用燃料電池導入促進補助金	12,000
	・とっとり環境イニシアティブ推進支援交付金	50,000
	・関西スタイル・エコポイント制度参加負担金	180
	・電気自動車及び電動バイクの導入促進支援補助金	3,000
	・電気自動車充電設備導入推進補助金	5,000
	・全国金属鉱業振興対策協議会負担金	50
	・旧大宝鉱山鉱害防止事業費補助金	878
	・合併処理浄化槽設置費補助金	27,312
	・よみがえれ湖山池実行委員会負担金	2,268
	・鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	14,084
	・産業廃棄物最終処分場整備推進補助金	35,000
	・全国環境衛生・廃棄物関係課長会負担金	7
	・独立行政法人環境再生保全機構が設置するPCB廃棄物処理基金への補助金	7,500
	・ゼロエミッションエリア創造事業補助金	3,756
	・不法投棄廃棄物処理事業補助金	5,326
	・Let's4R実践活動推進事業補助金	3,290
	・ごみ減量リサイクル推進モデル事業補助金	2,550
	・鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	2,250

項 目		金額(千円)等
	・鳥取県国立公園清掃活動費補助金	2,870
	・財団法人国立公園協会負担金	200
	・わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会負担金	1,500
積立金	・とっとり発グリーンニューディール基金積立金	192,000
	・鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立金	6,055
3項 保健所費		
1目 保健所費		
給料	・一般職員	77人
6款 農林水産業費		
3項 農地費		
2目 土地改良費		
給料	・一般職員	1人
負担金、補助及び交付金	・農業集落排水事業費補助金	15,000
	・地域資源循環技術センター負担金	90
	・農林漁業集落排水事業推進基金造成事業費補助金	69,701
	・低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費補助金	58,000
4項 林業費		
9目 狩猟費		
報酬	・ツキノワグマ追跡調査員	2人
	・非常勤職員	1人
負担金、補助及び交付金	・ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金	1,510
	・ライフル銃技能講習受講支援負担金	135
7款 商工費		
2項 工鉱業費		
1目 工鉱業総務費		
給料	・一般職員	2人
4目 計量検定費		
報酬	・非常勤職員	1人
負担金、補助及び交付金	・都道府県計量行政協議会会費	16
	・中国地区計量行政協議会負担金	6
3項 観光費		
1目 観光費		
負担金、補助及び交付金	・鳥取砂丘新発見伝事業負担金	15,000
8款 土木費		
1項 土木管理費		
1目 土木総務費		
給料	・一般職員	5人
4目 建築指導費		
報酬	・建築審査会委員	5人
	・建築士審査会委員	5人
負担金、補助及び交付金	・まちなみ伝統建築塾支援事業補助金	4,100
	・都道府県宅地建物取引業法主管者協議会負担金	24
	・全国建築審査会協議会負担金	48
	・日本建築行政会議負担金	450
	・全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金	45
	・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金	30,825
	・職員技術力向上支援研修受講料	244
	・耐震化支援環境整備事業補助金	1,000
	・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	9,825
	・耐震化地域学習会補助金	525
	・バリアフリー環境整備促進事業補助金	500
	・福祉のまちづくり推進事業補助金	1,250



項 目		金額(千円)等
	・アスベスト撤去支援事業補助金	22,499
5項 都市計画費		
1目 都市計画総務費		
給 料	・一般職員	8人
報 酬	・都市計画審議会委員	16人
	・開発審査会委員	7人
負担金、補助 及び交付金	・都市計画図作成業務負担金	22,679
	・財団法人都市計画協会負担金	266
	・社団法人街づくり区画整理協会負担金	61
3目 公園費		
給 料	・一般職員	8人
負担金、補助 及び交付金	・全国都市緑化とっとりフェア実行委員会負担金	221,387
	・花と緑のフェア実行委員会負担金	1,350
	・全国都市緑化TOKYOフェア負担金	1,750
	・中国「道の駅」連絡会会費	40
	・都市公園等芝生化補助金	6,250
	・社団法人日本公園緑地協会会費	110
4目 下水道費		
負担金、補助 及び交付金	・日本下水道事業団補助金	3,463
	・湖沼における下水道事業推進協議会負担金	20
	・公共下水道推進基金造成事業補助金	21,790
繰 出 金	・鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰出金	3,854
5目 土地区画整理費		
報 酬	・土地区画整理審議会委員	12人
負担金、補助 及び交付金	・土地区画整理清算金交付金	314
6項 住宅費		
1目 住宅管理費		
給 料	・一般職員	51人
報 酬	・県営住宅家賃納付指導員	6人
	・県営住宅管理人報酬	234人
	・非常勤職員	1人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県街なみ環境整備等促進事業補助金	2,694
	・住宅市街地整備推進協議会負担金	20
	・下水道・集落排水受益者負担金	1,987
	・国有資産等所在市町村交付金	89,599
	・鳥取県住宅供給公社職員共済費負担金	1,001
2目 住宅建設費		
報 酬	・非常勤職員	4人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県木の住まい建設資金補助金	289,966
	・地域優良賃貸住宅供給促進事業補助金	1,440
	・日本住宅協会負担金	18
	・ケーブルテレビ加入負担金	1,791
	・公共住宅事業者等連絡協議会負担金	400
	・鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅利子補給金	220
	・木造住宅生産者団体活動支援事業補助金	3,000
	・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金	115,487
	・水道負担金	2,405
	・住宅新築資金等貸付助成補助金	11,527
貸 付 金	・個人住宅建設資金貸付金	11,313
	・鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付金	12,421
積 立 金	・鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金	130,194

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源			一般財源 千円
							地 方 債 千円	そ の 他 千円	そ の 他 千円	
平成24年度 エネルギーシフト加速化事業費	千円 補助金総額18,000千円 を限度として、平成24年 度に交付決定した額か ら、平成24年度に交付し た額を差し引いた額			平成25年度	限度額に同じ					限度額に同じ
平成24年度 大気測定局日常管理業務委託	6,752		6,752	平成25年度から 平成26年度まで	6,752					6,752
平成24年度 公共下水道推進基金造成補助	11,160		11,160	平成25年度から 平成33年度まで	11,160					11,160
平成24年度 米子駅前だんだん広場清掃業務 委託	1,550		1,550	平成25年度から 平成26年度まで	1,550					1,550
平成24年度 鳥取駅前風紋広場清掃業務委託	1,045		1,045	平成25年度	1,045					1,045
平成24年度 鳥取駅前風紋広場植栽管理業務 委託	705		705	平成25年度	705					705
平成24年度 布勢総合運動公園大会運営シス テム賃借料	17,640		17,640	平成25年度から 平成28年度まで	17,640					17,640
平成24年度 消費生活相談事業費	112,378		112,378	平成25年度から 平成28年度まで	112,378					112,378

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 債 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成24年度 津波避難施設整備促進基金造成 補助	6,000			平成25年度から 平成34年度まで	6,000					6,000
平成24年度 公営住宅水道料金等使用料徴収 業務委託	7,625			平成25年度から 平成27年度まで	7,625					7,625
平成24年度 公営住宅エレベーター点検業務委 託	38,732			平成25年度から 平成26年度まで	38,732				38,732	0
平成24年度 公営住宅整備事業費	200,753			平成25年度	200,753		94,376	94,000		12,377
平成24年度 環境にやさしい木の住まい 助成事業費	補助金総額211,664千円 を限度として、平成24年 度に交付決定した額か ら、平成24年度に交付し た額を差し引いた額			平成25年度	限度額に同じ	限度額から 改修に係る 助成分及び JAS製材に 係る上乗せ 助成分を差 し引いた額に 0.5を乗じた 額				限度額から改修 に係る助成分及 びJAS製材に係る 上乗せ助成分を 差し引いた額に 0.5を乗じた額に 限度のうち改修に 係る助成分及び JAS製材に係る上 乗せ助成分の額 を加えた額

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源	一 般 財 源		
								地方債 千円	その他 千円	その他 千円
平成22年度 EVタウン推進事業費	17,820	平成23年度	3,381	平成24年度から 平成27年度まで	14,439					14,439
平成18年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	329,103	平成19年度から 平成23年度まで	174,585	平成24年度から 平成27年度まで	139,696					139,696
平成18年度 公共下水道推進基金造成補助	64,503	平成19年度から 平成23年度まで	34,220	平成24年度から 平成27年度まで	27,376					27,376
平成19年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	236,240	平成20年度から 平成23年度まで	93,120	平成24年度から 平成28年度まで	116,439					116,439
平成19年度 公共下水道推進基金造成補助	40,278	平成20年度から 平成23年度まで	12,116	平成24年度から 平成28年度まで	15,145					15,145
平成20年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	98,400	平成21年度から 平成23年度まで	24,900	平成24年度から 平成29年度まで	49,819					49,819
平成20年度 公共下水道推進基金造成補助	58,274	平成21年度から 平成23年度まで	14,359	平成24年度から 平成29年度まで	28,717					28,717
平成21年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	23,365	平成22年度から 平成23年度まで	3,576	平成24年度から 平成30年度まで	12,524					12,524

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成21年度 公共下水道推進基金造成補助	40,554	平成22年度から 平成23年度まで	5,372	平成24年度から 平成30年度まで	18,800					18,800
平成22年度 有害大気汚染物質採取装置賃借 料	441	平成23年度	147	平成24年度から 平成25年度まで	294					294
平成22年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	15,366	平成23年度	1,351	平成24年度から 平成31年度まで	10,816					10,816
平成22年度 公共下水道推進基金造成補助	22,527	平成23年度	1,766	平成24年度から 平成31年度まで	14,129					14,129
平成23年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	592			平成24年度から 平成32年度まで	592					592
平成23年度 公共下水道推進基金造成補助	20,781			平成24年度から 平成32年度まで	12,945					12,945
平成22年度 衛生環境研究所清掃業務委託	15,117	平成23年度	4,536	平成24年度から 平成25年度まで	9,072					9,072
平成20年度 鳥取県立布勢総合運動公園管理 委託	1,397,245	平成21年度から 平成23年度まで	834,000	平成24年度から 平成25年度まで	556,000					556,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円	左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額		特 定 財 源			一 般 財 源 千円
					国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成20年度 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園管 理委託	571,990	平成21年度から 平成22年度まで	328,990	208,670				208,670
平成20年度 燕趙園管理委託	245,650	平成21年度から 平成23年度まで	123,960	82,640				82,640
平成20年度 鳥取県立水ノ山自然ふれあい館 管理委託	232,910	平成21年度から 平成23年度まで	139,491	92,994				92,994
平成23年度 大山山頂公衆便所管理業務委託	2,742			2,742				2,742
平成23年度 大山オオタカの森管理業務委託	460			460				460
平成23年度 鳥取県立大山自然歴史館管理委 託	153,820			153,820				153,820
平成23年度 産業廃棄物実態調査業務委託	5,964			5,964				5,964
平成23年度 不法投棄監視カメラシステム賃 料	5,576			5,576				5,576

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円
平成13年度 鳥取県被災者住宅再建支援基金 積立金	鳥取県被災者住宅再建支援基金に5,000,000千円を用途に積立てるため、参加市町村に協議して知事が定める額	平成14年度から平成23年度まで	1,910,326	平成24年度から基金の年度末残高が5,000,000千円に達する日の属する年度まで	限度額から前年度末までの支出(見込)額を差し引いた額				同左
平成16年度 まちなかふれあい住宅(借り上げ 公営住宅)賃借料	140,008	平成17年度から平成23年度まで	37,868	平成24年度から平成36年度まで	70,274				70,274
平成21年度 公営住宅管理委託	730,428	平成22年度から平成23年度まで	359,931	平成24年度から平成25年度まで	370,497			370,497	0
平成21年度 公営住宅管理システム機器賃借料	8,489	平成22年度から平成23年度まで	2,070	平成24年度から平成26年度まで	6,419				6,419
平成23年度 被災者向け民間賃貸住宅借上げ 事業費	12,600			平成24年度から平成25年度まで	12,600				12,600

## 平成24年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 分担金及び負担金			720,585	725,430	△4,845			
	1 負担金		720,585	725,430	△4,845			
		1 天神川流域下水道事業費負担金	720,585	725,430	△4,845	1 天神川流域下水道建設事業費負担金	51,215	
							2 天神川流域下水道管理事業費負担金	669,370
2 使用料及び手数料			517	526	△9			
	1 使用料		517	526	△9			
		1 行政財産使用料	517	526	△9	1 行政財産使用料	517	
3 国庫支出金			123,440	186,175	△62,735			
	1 国庫補助金		123,440	186,175	△62,735			
		1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	123,440	186,175	△62,735	1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	123,440	
4 繰入金			3,854	3,588	266			
	1 一般会計繰入金		3,854	3,588	266			
		1 一般会計から繰入	3,854	3,588	266	1 一般会計から繰入	3,854	
5 繰越金			76,541	107,340	△30,799			
	1 繰越金		76,541	107,340	△30,799			
		1 繰越金	76,541	107,340	△30,799	1 前年度繰越金	76,541	
6 県債			51,000	60,000	△9,000			
	1 県債		51,000	60,000	△9,000			
		1 天神川流域下水道事業債	51,000	60,000	△9,000	1 天神川流域下水道事業債	51,000	建設事業費充当
歳入合計			975,937	1,083,059	△107,122			



平成24年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

1 項 流域下水道建設事業費

水・大気環境課（内線：7401）

1 目 建設事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
流域下水道事業費	224,409	299,993	△75,584	123,440	(17,940) 51,000	(負担金) 48,715	繰入金 1,254	県負担額 19,194
トータルコスト	235,673千円（前年度 311,176千円）[正職員：1.4人]							
主な業務内容	補助金交付申請、工事等発注							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
天神川流域下水道の処理場施設の改築及び幹線管渠の工事等に要する経費である。								
単県流域下水道事業費	5,100	5,100	0			(負担金) 2,500	繰入金 2,600	
トータルコスト	9,123千円（前年度9,094千円）[正職員：0.5人]							
主な業務内容	工事等発注							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
天神川流域下水道の幹線管渠の維持補修等に要する経費である。								

（注）起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課（内線：7401）

1 目 建設事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
管理運営費	187,559	214,080	△26,521			(負担金) 110,501 (使用料) 517 (繰越金) 76,541		
トータルコスト	192,387千円（前年度 218,873千円）[正職員：0.6人]							
主な業務内容	施設の点検・調査、汚泥処分、工事等発注、関係先協議調整							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
幹線管渠の調査・点検、施設のオーバーホール・修繕工事、汚泥処分委託等、管理運営費に要する経費である。								

平成24年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課 (内線：7401)

2 目 業務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	一般財源	
業務費	415,963	415,963	0			415,963		
トータルコスト	417,572千円 (前年度 417,561千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託契約、流域下水道指定管理者との調整							
工程表の政策目標(指標)	生活排水処理人口普及率の向上							
事業内容の説明								
<p>終末処理場の施設・設備の保守管理、修繕、水質検査、諸設備の運転管理等について、指定管理者である財団法人鳥取県天神川流域下水道公社に委託する。</p> <p>(1) 指定期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日(5年間)</p> <p>(2) 委託料の額 総額 2,079,813千円 年度別内訳 平成21年度 415,962千円 平成22年度 415,963千円 平成23年度 415,963千円 平成24年度 415,963千円 平成25年度 415,962千円</p>								

2 款 公債費

1 項 公債費

水・大気環境課 (内線：7401)

1 目 元金

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金	
元金	89,374	88,011	1,363			89,374		
トータルコスト	89,374千円 (前年度 88,011千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	償還金支払							
工程表の政策目標(指標)	生活排水処理人口普及率の向上							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の元金償還に要する経費である。								

平成24年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費

1項 公債費

水・大気環境課 (内線: 7401)

2目 利子

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金	
利子	39,512	41,458	△1,946			39,512		
トータルコスト	39,512千円 (前年度 41,458千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	償還金支払							
工程表の政策目標(指標)	生活排水処理人口普及率の向上							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の利子償還に要する経費である。								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考		
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金			
職員人件費	14,020	14,114	△94			14,020				
説明										
一般職の職員2名分の人件費である。										
区分			本年度		前年度		財源内訳			
款名	項名	目名	予算額	職員数	予算額	職員数	国庫	起債	その他	繰入金
流域下水道事業費	流域下水道建設事業費	建設事業費	0	0	0	0				
流域下水道事業費	流域下水道管理事業費	管理運営費	14,020	2	14,114	2			(負担金) 14,020	
計			14,020	2	14,114	2			(負担金) 14,020	

平成24年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(天神川流域下水道事業特別会計)

(単位:千円)

節	天神川流域下水道事業特別会計合計							
	1款 流域下水道事業費							
	1項 流域下水道建設事業費				2項 流域下水道管理事業費			
			1目 建設事業費		1目 管理運営費	2目 業務費		
1 報酬								
2 給料	7,444	7,444			7,444	7,444		
3 職員手当等	3,746	3,746			3,746	3,746		
4 共済費	2,830	2,830			2,830	2,830		
8 報償費								
9 旅費	1,025	1,025	485	485	540	540		
10 交際費								
11 需用費	1,332	1,332	720	720	612	612		
12 役務費	1,617	1,617	1,010	1,010	607	607		
13 委託料	455,603	455,603	12,800	12,800	442,803	26,840	415,963	
14 使用料及び賃借料	2,703	2,703	1,424	1,424	1,279	1,279		
15 工事請負費	361,078	361,078	213,070	213,070	148,008	148,008		
16 原材料費								
17 公有財産購入費								
18 備品購入費	3,980	3,980			3,980	3,980		
19 負担金、補助及び交付金	693	693			693	693		
20 扶助費								
21 貸付金								
22 補償、補填及び賠償金								
23 償還金、利子及び割引料	128,886							
24 投資及び出資金								
25 積立金								
26 寄付金								
27 公課費	5,000	5,000			5,000	5,000		
28 繰出金								
予備費								
計	975,937	847,051	229,509	229,509	617,542	201,579	415,963	
財源内訳	国庫支出金	123,440	123,440	123,440	123,440			
	地方債	51,000	51,000	51,000	51,000			
	その他	797,643	668,757	51,215	51,215	617,542	201,579	415,963
	繰入金	3,854	3,854	3,854	3,854			

平成24年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(天神川流域下水道事業特別会計)

(単位:千円)

款 項 目  節		天神川流域下水道事業			
		2款 公債費			
		1項公債費		1目 元 金	2目 利 子
1	報 酬				
2	給 料				
3	職員手当等				
4	共 済 費				
8	報 償 費				
9	旅 費				
10	交 際 費				
11	需 用 費				
12	役 務 費				
13	委 託 料				
14	使用料及び賃借料				
15	工事請負費				
16	原 材 料 費				
17	公有財産購入費				
18	備 品 購 入 費				
19	負担金、補助及び交付金				
20	扶 助 費				
21	貸 付 金				
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料	128,886	128,886	89,374	39,512
24	投資及び出資金				
25	積 立 金				
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				
	予 備 費				
計		128,886	128,886	89,374	39,512
財 源 内 訳	国庫支出金				
	地 方 債				
	そ の 他	128,886	128,886	89,374	39,512
	繰 入 金				

# 節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
1款 流域下水道事業費		
2項 流域下水道管理事業費		
1目 管理運営費		
給料	・一般職員	2人
負担金、補助 及び交付金	・日本下水道事業団研修負担金	218
	・日本下水道協会会費	475
2款 公債費		
1項 公債費		
1目 元 金		
償還金、利子 及び割引料	・公債元金償還金	89,374
2目 利 子		
償還金、利子 及び割引料	・公債利子償還金	39,512

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	繰 入 金			
	千円		千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	千円	千円
平成20年度 天神川流域下水道管理委託	2,079,885	平成21年度から 平成23年度まで	1,135,720	平成24年度から 平成25年度まで	831,925			831,925		
平成22年度 管理運営費	15,009	平成23年度	5,003	平成24年度から 平成25年度まで	10,006			10,006		

# 給 与 費 明 細 書

(1) 総括

区分	職員数		給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考			
	職 員 数 (人)		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	通勤手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	期末手当 (千円)	扶養手当 (千円)				時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職手当 別 勤 務 手 当 (千円)
本年度	2		7,444	3,580	11,024								2,830	13,854	
前年度	2		7,508	3,584	11,092								2,822	13,914	
比較	0		△ 64	△ 4	△ 68								8	△ 60	
職員手当の内 内 訳	区分														
	本年度	258	130	1,666	972	232	170	136	2	14					
	前年度	262	130	1,676	978	232	160	132	2	12					
比較	△ 4	0	△ 10	△ 6	10	4	2								



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
		増減	増減		
給料	△ 64	1	制度改正に伴う増減分	△ 45 (1) 給与改定に伴う減分	給与改定の状況(平成24年1月以降適用)給料月額を0.6%引下げ(医療職給料表(1)を除く)
		2	昇給に伴う増加分	166 (1) 本年度昇給発令に係る所要額	平均昇給率 2.09%
		3	その他の増減分	△ 185 (1) 新陳代謝等に係る減分	△ 185
職員手当	△ 4	1	制度改正に伴う増減分	△ 1 (1) 管理職手当	管理職手当を0.6%引下げ
		2	その他の増減分	△ 3 (1) その他	△ 3

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行 政 職
平成24年1月1日現在	平均給料月額(円)	344,450
	平均給与月額(円)	398,379
	平均年齢(歳)	45.50
平成23年1月1日現在	平均給料月額(円)	343,200
	平均給与月額(円)	372,302
	平均年齢(歳)	44.50

イ 初任給

区	分	行 政 職 (円)
高	校 卒	141,900
大	学 卒	175,700
国の制度	高 校 卒	140,100
	大 学 卒	172,200

ウ 特別職員数

区 分	行 政 課		
	級	職員数(人)	構成比(%)
平成24年1月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成23年1月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	局長の職務	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内務組織の下に設けられる局及び課をいう。以下同じ。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

工昇給		区	分	行	政	機
本 年 度	職 員 数	(A)	(人)			2
	昇 給 に 係 る 職 員 数	(B)	(人)			2
			2号給(人)			
			3号給(人)			
			4号給(人)			2
			6号給(人)			
			8号給(人)			
	比 率	(B)/(A)	(%)			100.0
	職 員 数	(A)	(人)			2
	昇 給 に 係 る 職 員 数	(B)	(人)			2
前 年 度			2号給(人)			
			3号給(人)			
			4号給(人)			2
			6号給(人)			
			8号給(人)			
	比 率	(B)/(A)	(%)			100.0

オ 期米手当・職給手当

区分	支給額別		支給率	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)				
本年	1,855	2,045	2.045	3.9	有	
前年	1,855	2,045	2.045	3.9	有	
国の制	1.9	2.05		3.95	有	

カ 定年退職及び勲褒退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特別措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。
国の制(支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特別措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

キ その他の手当

区	分	図の制度との異同	差異の内容	容
扶養	手当	異なる	配偶者の手当額10,500円	
地域	手当	異なる	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし	
住居	手当	同じ		
通勤	手当	異なる	自動車等使用者の手当額(通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給) 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金に係る手当(月3,000円を上限) 特別急行列車に係る手当額(特別料金等の1/2を支給。最高限度額を設けない。)及び手当支給要件	



地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における  
現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
天神川流域下水道事業債	1,592,407	1,537,996	51,000	89,374	1,499,622
合 計	1,592,407	1,537,996	51,000	89,374	1,499,622

条 例 名 等	鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の設定について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、水道法の一部が改正され、地方公共団体が水道事業者である場合の水道技術管理者の資格を条例で定めることとされたことに伴い、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について定めるものである。</p> <p>2 概要                      (1) 県が設置する専用水道の水道技術管理者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。                          ア 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者                          イ 日本水道協会が水道技術管理者の資格を得ようとする者を対象として実施する講習の課程を修了した者                          ウ ア、イの者と同等以上の技能を有すると知事が認める者                      (2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。</p>

## 鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第19条第3項の規定に基づき、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について定めるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第2条 県が設置する専用水道の水道技術管理者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 社団法人日本水道協会が水道技術管理者の資格を得ようとする者を対象として実施する講習の課程を修了した者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると知事が認める者

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、指定猟法禁止区域等の標識の寸法を都道府県の条例で定めることとされたことに伴い、当該寸法について定めるものである。</p> <p>2 概要                      (1) 知事が設置する指定猟法禁止区域等の標識の寸法は、視認のしやすさに配慮して規則で定める。</p> <p>(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。</p>

## 鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第14項ただし書（同法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第7項（同法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第37条第2項ただし書の規定に基づき、指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法について定めるものとする。

(指定猟法禁止区域等の標識の寸法)

第2条 次に掲げる区域を表示するため知事が設置する標識は、視認のしやすさに配慮して規則で定める寸法とする。

- (1) 指定猟法禁止区域
- (2) 鳥獣保護区
- (3) 特別保護地区
- (4) 特別保護指定区域
- (5) 休猟区
- (6) 特定猟具使用禁止区域
- (7) 特定猟具使用制限区域

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第44号（条例関係）

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由              (1) 住民に身近な行政は身近な地方公共団体で行うという地方分権の基本理念に立ち、市町村が地域の実情に応じた行政を積極的に展開し、もって住民サービスの向上を図ることができるようにするため、知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を拡大する等所要の改正を行う。              (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により地方自治法等の一部が改正され、知事から市町村長への権限移譲が行われたこと等に伴う所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要              (1) 移譲済みの事務について、移譲先を追加するもの              ア 浄化槽法に基づく浄化槽の設置又は変更の届出の受理等              (ア) 浄化槽の設置等の届出の受理              (イ) 浄化槽の設置等の計画の改善の勧告              (ウ) 浄化槽の設置等の届出の内容が相当であると認める旨の通知              (エ) 指定検査機関からの検査結果の報告の受理              (オ) 水質に関する検査を受けることを確保するための指導及び助言              (カ) 水質に関する検査を受けるべき旨の勧告              (キ) (カ)の勧告に係る措置をとるべきことの命令              (ク) 使用開始に係る報告書の受理              (ケ) 技術管理者の変更に係る報告書の受理              (コ) 浄化槽管理者の変更に係る報告書の受理              (サ) 浄化槽の使用の廃止の届出の受理              (シ) 浄化槽の保守点検又は清掃についての助言等              (ス) 浄化槽の保守点検又は清掃についての改善措置又は使用停止の命令              (セ) (ア)～(ス)の事務に係る報告の徴収及び事務所等への立入検査等</p> <p>イ 事務の移譲先              鳥取市、米子市、境港市、若桜町、智頭町及び北栄町              (既移譲済みの市町：倉吉市、岩美町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町及び日野町)</p> <p>(2) 対象となる事務が法律により市町村に移譲されたことに伴い、条例による権限移譲の対象から削除等するもの              ア 流通業務市街地の整備に関する法律に基づく流通業務市街地内での建築等の許可等              イ 水道法に基づく専用水道の工事の設計の確認等              ウ 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地等の経営の許可等              エ 土地区画整理法に基づく土地の形質の変更等の許可等              オ 都市計画法に基づく都市計画に係る他人の土地の試掘等の許可等</p> <p>(3) 移譲事務を追加するもの              鳥取市へ移譲している鳥取県公害防止条例に基づく事務について、粉じん関係特定施設の設置の届出の受理等の事務を加える。</p> <p>(4) 施行期日              ア 施行期日は、平成25年4月1日とする(3)を除き、平成24年4月1日とする。              イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理 (2) 第9条の5第2項の規定による告示	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村	1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理 (2) 第9条の5第2項の規定による告示	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村
1の4 略		1の4 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第260条第1項の規定による市町村の区域内の町若しくは字の区域の設置若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の届出の受理 (2) 第260条第2項の規定による告示	各市町村
1の4 略		1の5 略	
略		略	
2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略	倉吉市、境港市及び日野郡の町	2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略	境港市及び日野郡の町
2の3 旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)及び(2) 略	倉吉市、境港市及び日野郡の町	2の3 旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)及び(2) 略	境港市及び日野郡の町
略		略	
9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) 略	各町村	9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) 略	各市町村
9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）	各市、岩	9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）	倉吉市、





次に掲げるもの (1)～(4) 略		次に掲げるもの (1)～(4) 略	
略		略	
24の3 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	岩美郡岩美町及び西伯郡大山町	24の3 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	鳥取市、米子市及び倉吉市
24の4 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可 (2) 第3条第4項の規定による市町村長への通知 (3) 第3条第6項の規定による報告の受理及び条件の付与 (4) 第3条の2第1項の規定による必要な措置の勧告 (5) 第3条の2第2項の規定による許可の取消し (6) 第49条第1項の規定による立入調査等((1)に掲げる事務に係るものに限る。) (7) 第50条の規定による報告の徴収((1)に掲げる事務に係るものに限る。)		24の4 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可 (2) 第3条第4項の規定による市町村長への通知 (3) 第3条第6項の規定による報告の受理及び条件の付与 (4) 第3条の2第1項の規定による必要な措置の勧告 (5) 第3条の2第2項の規定による許可の取消し (6) 第49条第1項の規定による立入調査等((1)に掲げる事務に係るものに限る。) (7) 第50条の規定による報告の徴収((1)に掲げる事務に係るものに限る。)	鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡の町並びに東伯郡の町
24の4 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 略	鳥取市及び西伯郡南部町	24の5 農地法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 略	鳥取市及び西伯郡南部町
24の5 略		24の6 略	
24の6 略		24の7 略	
24の7 略		24の8 略	
略		略	
36 土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者、土地区画整理組合及び町村が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(4) 略	各町村	36 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 略	米子市、倉吉市、境港市及び各町村
37 土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(5) 略	略	37 土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者(市町村を除く。)及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(5) 略	略

38 土地区画整理法に基づく事務のうち、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和45年鳥取県条例第10号）に規定する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの  
 (1)～(5) 略

38 土地区画整理法に基づく事務のうち、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和45年鳥取県条例第10号）に規定する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの  
 (1)～(5) 略

39 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第38条第1項の規定による権利の設定等の承認

39の2 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
 (1) 第5条第1項の規定による施設の建設等の許可  
 (2) 第6条第1項の規定による施設の移転等の命令  
 (3) 第6条第2項の規定による施設の移転等及び公告  
 (4) 第38条第1項の規定による権利の設定等の承認

40 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
 (1)及び(2) 略  
 (3) 第52条の2第2項（第53条第2項、第57条の3第1項及び第65条第3項において準用する場合を含む。）の規定による国の機関との協議

39の3 流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和42年建設省令第3号）第25条の規定による書面の交付

40 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
 (1)及び(2) 略  
 (3) 第52条の2第2項（第57条の3第1項において準用する場合を含む。）、第53条第2項及び第65条第3項において準用する第42条第2項の規定による国の機関との協議

(4)～(11) 略		(4)～(11) 略	
41 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による書面の交付の請求の受理のうち、40の項に規定する事務に係るもの	各町村	41 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による書面の交付の請求の受理のうち、40の項に規定する事務に係るもの	米子市、 倉吉市、 境港市及 び各町村
略		略	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表9の項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表2の2の項、2の3の項、9の2の項、9の3の項及び24の3の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

条例名等  
提出理由及び概要

鳥取県環境影響評価条例の一部改正について

1 提出理由

環境影響評価法の一部が改正され、環境影響評価方法書における説明会の開催及び環境影響評価図書の電子縦覧等が義務付けされたことを踏まえ、条例による環境影響評価についても同様の義務を課す等、所要の改正を行う。

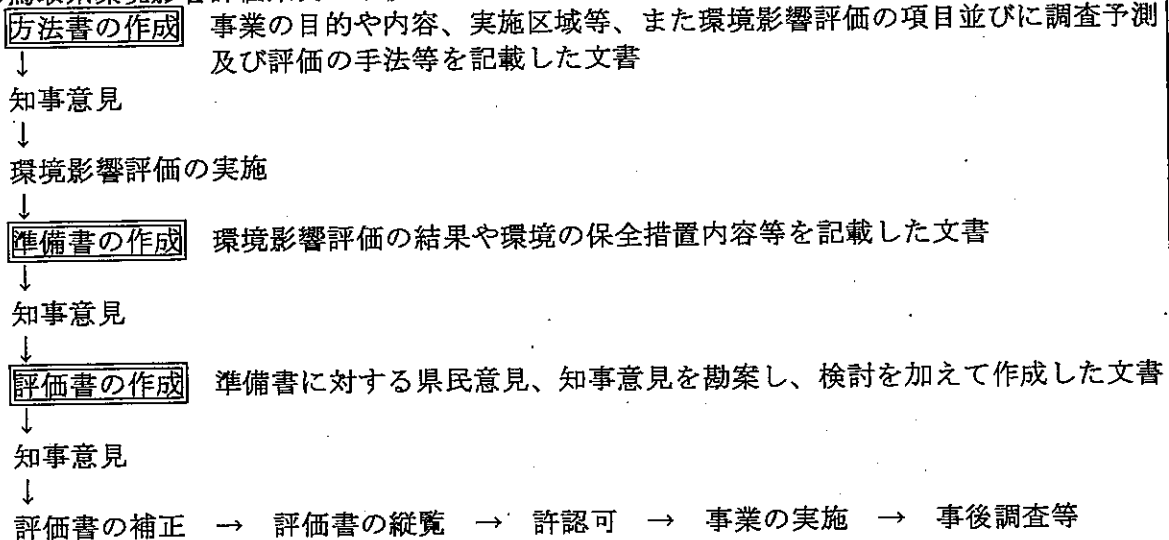
2 概要

- (1) 事業者は、知事及び市町村長に対し環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を送付する際、これを要約した書類も併せて送付しなければならないものとする。
- (2) 事業者は、方法書及びそのを要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。
- (3) 事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないものとする。
- (4) (2) は、環境影響評価準備書及び環境影響評価書に準用する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

【参考】

○環境影響評価法施行から10年が経過し、社会状況の変化及び法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、環境影響評価図書の電子化、事業者による方法書段階での要約書の作成と説明会の開催の義務化など、法の一部が平成23年4月に改正された。法の対象外事業の手続き等を規定している鳥取県環境影響評価条例においても、法改正と同等の手続きが必要と判断し、所要の改正を行うもの。

○鳥取県環境影響評価条例の手続きフロー図（概要）



○環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日について

環境影響評価法の一部を改正する法律のうち、条例の一部改正に対応する事項の施行期日は、平成24年4月1日と定められている。

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例

鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(方法書の送付)</p> <p>第6条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、<u>方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）</u>を送付しなければならない。</p>	<p>(方法書の送付)</p> <p>第6条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書を送付しなければならない。</p>
<p>(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p>	<p>(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。</u></p>
<p>(説明会の開催等)</p> <p>第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、<u>前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。</u></p> <p>2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町村長にその旨を通知するとともに、<u>方法書説明会を開催する旨その他規則で定める事項を、方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。</u></p> <p>3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、第6条に規定する地域を管轄する市町村長の意見を聴くことができる。</p> <p>4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、<u>第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを</u></p>	

要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催  
に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 略

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるものア 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに前条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み、第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）

イ～エ 略

(7)及び(8) 略

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催す

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 略

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるものア 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）

イ～エ 略

(7)及び(8) 略

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所

<p>る適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。</p> <p>2 事業者は、<u>準備書説明会</u>を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、<u>準備書説明会</u>を開催する旨その他規則で定める事項を、<u>準備書説明会の開催を予定する日の1週間前までに</u>公告しなければならない。</p> <p>3 <u>事業者は、準備書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くことができる。</u></p> <p>4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、<u>第2項の規定による公告をした準備書説明会</u>を開催することができない場合には、<u>当該準備書説明会</u>を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。</p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、準備書説明会の開催</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。</p> <p>2 事業者は、<u>説明会</u>を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、<u>説明会</u>を開催する旨その他規則で定める事項を、<u>説明会の開催予定の日の1週間前までに</u>公告しなければならない。</p> <p>3 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、<u>前項の規定による公告をした説明会</u>を開催することができない場合には、<u>当該説明会</u>を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。</p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、説明会の開催</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>(準備書についての知事の意見)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。</p> <p>(評価書の公告及び縦覧)</p> <p>第25条 事業者は、前条第2項の通知を受けたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>公告の日から起算して1月間</u>、評価書、要約書及び第22条第1項の書面（前条第1項の書面を含む。）を<u>関係地域内において、縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表</u>しなければならない。</p>	<p>(準備書についての知事の意見)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。</p> <p>(評価書の公告及び縦覧)</p> <p>第25条 事業者は、前条第2項の通知を受けたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>関係地域内において、評価書、要約書及び第22条第1項の書面（前条第1項の書面を含む。）を公告の日から起算して1月間縦覧に供</u>しなければならない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県環境影響評価条例第7条、第7条の2、第15条及び第25条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる公告に係る環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書について適用する。

条 例 名 等	天神川流域下水道条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 条例の改正理由          地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、下水道法の一部が改正され、下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を条例で定めることとされたことに伴い、天神川流域下水道に係るこれらの基準について定めるものである。</p> <p>2 条例案の概要          (1) 天神川流域下水道の構造は、次の基準に適合しなければならないものとする。          ア 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準          (ア) 堅固で耐久力を有する構造とすること。          (イ) コンクリート等の耐水性の材料で造り、漏水及び地下水の浸入を最少限度にする措置が講じられていること。          (ウ) 屋外にあるものには、覆いや柵の設置等下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。          (エ) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分は、ステンレス鋼等の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。          (オ) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良等の措置が講じられていること。          イ 排水施設の構造の基準          (ア) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。          (イ) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分に水勢を緩和する措置が講じられていること。          (ウ) 暗渠等の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所に、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。          (エ) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所等にマンホールを設けること。          (オ) ます又はマンホールには、密閉できる蓋を設けること。          ウ 処理施設の構造の基準          (ア) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。          (イ) 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないための措置が講じられていること。          (2) 終末処理場の維持管理は、次により行うものとする。          ア 活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。          イ 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかに除去すること。          ウ 急速濾過設備は、濾床が詰まらないように定期的に洗浄等を行い、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。          エ アからウまでのほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。          オ 臭気、蚊、はえ等の発生を防止に努め、構内の清潔を保持すること。          カ オのほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないための措置を講ずること。          (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。</p>



天神川流域下水道条例の一部を改正する条例

天神川流域下水道条例（昭和58年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項において準用する同法第7条第2項、第21条第2項及び第25条の規定に基づき、天神川流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(流域下水道の構造の基準)</p> <p>第3条 流域下水道の構造は、下水道法第7条第1項に規定するもののほか、次項から第4項までに定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>2 排水施設（これを補完する施設を含む。次項において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第4項において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。</p> <p>(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。</p> <p>(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障を生ずるおそれがないと認められるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の知事が定める措置が講ぜられていること。</p> <p>3 排水施設の構造の基準は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管内径及び排水渠の断面積は、計画下</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項において準用する同法第25条の規定に基づき、天神川流域下水道の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第2条 略</p>

水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠<sup>きよ</sup>その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠<sup>きよ</sup>である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) まず又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

4 第2項に定めるもののほか、処理施設の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。次条において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置が講ぜられていること。

(終末処理場の維持管理)

第4条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

(2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

(3) 急速濾過<sup>ろ</sup>設備は、濾床<sup>ろ</sup>が詰まらないように定期的に洗淨等を行うとともに、濾材<sup>ろ</sup>が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

(4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

(5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置を講ずること。

(指定管理者による管理)

<p><u>第5条</u> 略</p> <p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p><u>第7条</u> 指定管理者が<u>第5条</u>に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> 略</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p><u>第5条</u> 指定管理者が<u>第3条</u>に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第53号（条例関係）

条例名等	鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び鳥取県屋外広告物条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 民法の一部が改正され、未成年者の後見人に法人を選任できることとされたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 未成年者の浄化槽保守点検業及び屋外広告業の登録の欠格要件に、その法定代理人である法人の役員が欠格要件に該当することを加える。 (2) 浄化槽保守点検業及び屋外広告業の登録の欠格要件に、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者を加える。 (3) その他所要の規定の整備を行う。 (4) 施行期日は、公布日とする(2)及び(3)を除き、平成24年4月1日とする。</p>

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

(鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年鳥取県条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が第6条第1項第1号から第7号までに該当しないことを誓約する書類</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその構成員(以下「暴力団等」という。)</u>又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者</p> <p>(6) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第15条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号か</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が第6条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書類</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第15条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号か</p>

<p>ら第8号までのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>ら第7号までのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2及び3 略</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第2条 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第10条の3 前条第1項又は第3項の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所<u>(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員の氏名)</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第10条の3 前条第1項又は第3項の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(登録の拒否)</p> <p>第10条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第10条の3の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその構成員(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者</u></p> <p>(6) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は<u>次号のいずれかに該当するもの</u></p> <p>(7) 法人でその役員のうち第1号から<u>第5号</u>までのいずれかに該当する者があるもの</p>	<p>(登録の拒否)</p> <p>第10条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第10条の3の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうち第1号から<u>第4号</u>までのいずれかに該当する者があるもの</p>

<p>(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第10条の6 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。ただし、当該届出が<u>第10条の3第1項第3号から第5号までに掲げる事項</u>の変更に係るものである場合において、当該変更後に当該屋外広告業者が<u>前条第1項各号</u>のいずれかに該当することとなるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第10条の15 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第10条の5第1項第2号又は第4号から<u>第8号までのいずれかに該当することとなったとき</u>。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第10条の6 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。ただし、当該届出が<u>前条第1項第5号から第7号までに規定する法定代理人、役員又は業務主任者</u>の変更に係るものである場合において、当該変更後に当該屋外広告業者が<u>当該各号</u>のいずれかに該当することとなるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第10条の15 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第10条の5第1項第2号又は第4号から<u>第7号までのいずれかに該当することとなったとき</u>。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条の改正規定、第6条第1項の改正規定（同項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える部分を除く。）及び第15条の改正規定並びに第2条中鳥取県屋外広告物条例第10条の5第1項の改正規定（同項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える部分を除く。）、第10条の6の改正規定及び第10条の15の改正規定は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      岩美町が鳥取県環境美化の促進に関する条例に相当する条例を制定し、環境美化の促進に取り組むことにかんがみ、岩美町の区域を条例の適用外とするよう所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                      (1) 条例の規定を適用しない区域に岩美郡岩美町を加える。                      (2) 施行期日等                          ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。                          イ 所要の経過措置を講ずる。</p>



鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例案

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第13条関係） 鳥取市 米子市 倉吉市 <u>岩美郡岩美町</u> 八頭郡八頭町 東伯郡湯梨浜町 東伯郡琴浦町 日野郡日野町	別表（第13条関係） 鳥取市 米子市 倉吉市  八頭郡八頭町 東伯郡湯梨浜町 東伯郡琴浦町 日野郡日野町

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前に岩美郡岩美町の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 公営住宅法の一部改正に伴い同居親族要件を廃止するとともに敷金から控除することができる未納の使用料の種類を追加する等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 ア 入居者の資格から同居親族があることという要件を廃止する。 イ 入居者と同居できる者を、親族又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者に限ることを明示する。 ウ 敷金の中から控除するものとして、未納の水道及び下水道の使用料（県が徴収するものに限る。）を加える。 エ 家賃を滞納している者のうち知事の指示に基づき計画的に未納の家賃を弁済しているものについては、駐車場の使用を認める。 オ その他所要の規定の整備を行う。 (2) 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 公営住宅法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。 (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする(1)ア、オ及び(2)を除き、公布日とする。</p>

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者)にあっては、<u>第1号、第3号及び第4号</u>の条件を備えている者とする。</p> <p>(1) <u>現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、同居する者が入居者の親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下同じ。)</u>又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア <u>入居者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第424号)第1条の規定による改正前の令(以下「旧令」という。)</u>第6条第4項で定める場合 <u>旧令第6条第5項第1号に規定する金額</u></p> <p>イ 県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>旧令第6条第5項第2号に規定する金額</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>旧令第6条第5項第3号に規定する金額</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては<u>第3号及び第4号</u>の条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項で定める場合 <u>令第6条第5項第1号に規定する金額</u></p> <p>イ 県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>令第6条第5項第2号に規定する金額</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>令第6条第5項第3号に規定する金額</u></p>

(3) 略

(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

- 2 知事は、入居の申込みをした者が病気その他特別の事情により常時の介護を必要とするかどうかを確認しようとする場合において必要があると認めるときは、職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 3 知事は、入居の申込みをした者が病気その他特別の事情により常時の介護を必要とするかどうかを確認しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村長に意見を求めることができる。

(入居者資格の特例)

第5条の2 略

- 2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項に掲げる条件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない

(同居の承認)

第9条の2 入居者は、入居時に同居を認められた者以外の者（入居後出生した子を除く。）を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。

(1) 公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第10条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 同居させようとする者が暴力団員でないこと。

(3) 同居させようとする者が入居者の親族又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。

(敷金の納付等)

第11条 略

(3) 略

(4) その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

- 2 知事は、入居の申込みをした者が令第6条第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 3 知事は、入居の申込みをした者が令第6条第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村長に意見を求めることができる。

(入居者資格の特例)

第5条の2 略

- 2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第2号から第4号まで）に掲げる条件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(同居の承認)

第9条の2 入居者は、入居時に同居を認められた親族以外の者（入居後出生した子を除く。）を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第10条で定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

(敷金の納付等)

第11条 略

<p>2 前項の敷金は、入居者が県営住宅を退去するときに還付する。ただし、未納の家賃、県営住宅の敷地内に所在する駐車場（以下「県営住宅駐車場」という。）の使用料（以下「駐車場使用料」という。）、<u>第15条の2第2項の使用料又は損害賠償金</u>があるときは、敷金の中からこれを控除する。</p> <p>3 略</p> <p>（県営住宅駐車場使用者の資格）</p> <p>第24条の14 県営住宅駐車場を使用することができる者は、県営住宅の入居者（第24条の9の規定により県営住宅を使用する者を含む。）のうち次に掲げる条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家賃を滞納していないこと（<u>未納の家賃について、知事の指示に基づき計画的に弁済している場合を含む。</u>）。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p>	<p>2 前項による敷金は、入居者が県営住宅を退去するときに還付する。ただし、未納の家賃、県営住宅の敷地内に所在する駐車場（以下「県営住宅駐車場」という。）の使用料（以下「駐車場使用料」という。）又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。</p> <p>3 略</p> <p>（県営住宅駐車場使用者の資格）</p> <p>第24条の14 県営住宅駐車場を使用することができる者は、県営住宅の入居者（第24条の9の規定により県営住宅を使用する者を含む。）のうち次に掲げる条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家賃を滞納していないこと。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>当分の間、県営住宅に係る第5条の規定の適用については、当該県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても同条第1号の条件を備えている者とみなす。</u></p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

（鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（入居者の資格）</p> <p>第5条 特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者（以下「被災者等」という。）にあつては、第3号及び第4号）に掲げる条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入が令第6条第2項に規定する金額を超え、令第9条第1項に規定する金額以下であること。</p>	<p>（入居者の資格）</p> <p>第5条 特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（以下「被災者等」という。）にあつては、第3号及び第4号）に掲げる条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入が令第6条第3項第3号に規定する金額を超え、令第9条第1項に規定する金額以下であること。</p>

(3)及び(4) 略

(家賃の決定)

第5条の2 家賃は、毎年度、第8条において準用する県営住宅条例第9条の5第2項の規定により認定された収入の額（第8条において準用する県営住宅条例第9条の5第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第4項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者の収入が令第6条第2項に規定する金額以下のときは、入居者の収入が当該金額を超える場合の令第2条第2項の表の下欄に定める最小の額を同条第1項の家賃算定基礎額として算出するものとする。

2～4 略

(3)及び(4) 略

(家賃の決定)

第5条の2 家賃は、毎年度、第8条において準用する県営住宅条例第9条の5第2項の規定により認定された収入の額（第8条において準用する県営住宅条例第9条の5第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第4項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者の収入が令第6条第3項第3号に規定する金額以下のときは、入居者の収入が当該金額を超える場合の令第2条第2項の表の下欄に定める最小の額を同条第1項の家賃算定基礎額として算出するものとする。

2～4 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第5条の改正規定、第5条の2の改正規定及び附則第4項を削る改正規定並びに第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

条例名等	鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 長期優良住宅の建設の促進を図るため、環境配慮住宅に対する助成要件及び助成額を見直す等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 環境配慮住宅の要件に長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられていることを加えるとともに、その建設等に対する加算額を1戸につき17万円(現行7万円)とする。</p> <p>(2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部を改正する条例

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例(平成17年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>環境配慮住宅 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられ、環境への配慮に係る性能に関する評価が特に高いものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、県産材活用住宅の建設等をし、又は県産材活用改修等をした<u>個人</u>に対し、予算の範囲内で環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金(以下「補助金」という。)を交付する。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる住宅に係る<u>県産材活用住宅の建設等に対する補助金の額は、同項に規定する合計額に、それぞれ当該各号に定める額を加算した額以下とする。</u></p> <p>(1) <u>伝統技術活用住宅及び環境配慮住宅のいずれにも該当する住宅 32万円</u></p> <p>(2) <u>伝統技術活用住宅(前号に掲げる住宅を除く。) 15万円</u></p> <p>(3) <u>環境配慮住宅(第1号に掲げる住宅を除く。) 17万円</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 環境配慮住宅 <u>建築物の環境への配慮に係る性能に関する評価が特に高いものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、県産材活用住宅の建設等をし、又は県産材活用改修等をした者に対し、予算の範囲内で環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金(以下「補助金」という。)を交付する。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>県産材活用住宅の建設等のうち、次の各号に掲げる住宅のいずれかに該当する住宅に係るものに対する補助金の額は、当該各号に定める額を前項に規定する合計額に加算した額以下とし、次の各号に掲げる住宅のいずれにも該当する住宅に係るものに対する補助金の額は、次の各号に定める額の合計額を前項に規定する合計額に加算した額以下とする。</u></p> <p>(1) 伝統技術活用住宅 15万円</p> <p>(2) 環境配慮住宅 <u>7万円</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後の交付決定に係る補助金について適用し、同日前の交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。



件名	損害賠償請求に係る訴えの提起について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下、「独占禁止法」という。)第3条に規定する不当な取引制限の禁止に違反する行為(談合)により、高額な大気自動測定装置を納入した製造業者に対し、次のとおり損害賠償請求に係る訴えを提起することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1)相手方 東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号 東亜ディーケーケー株式会社 代表取締役 佐々木 輝男</p> <p>(2)請求の趣旨 平成18年に県が購入した大気自動測定装置について、平成20年に公正取引委員会が相手方を含む製造販売業者に対して行った排除措置命令及び課徴金納付命令の指導対象であること、及びその落札額が命令後に全国で実施された同機種購入に係る平均落札金額より著しく高額であることが判明したことから、談合の結果、県に損害が生じたとして、損害賠償金2,653,431円及び遅延利息金の支払い並びに訴訟費用の負担を求める。</p> <p>(3)訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは上訴するものとする。</p>

件名	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立大山自然歴史館)について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立大山自然歴史館</p> <p>(2) 指定管理者 西伯郡大山町大山39番地5 一般社団法人大山観光局 代表理事 足立敏雄</p> <p>(3) 指定の期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで(5年間)</p> <p>(4) 理由 大山自然歴史館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般社団法人大山観光局を指定管理者として指定しようとするものである。</p>

## 鳥取県立大山自然歴史館指定管理候補者の選定について

鳥取県立大山自然歴史館指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり大山自然歴史館の指定管理者候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者 一般社団法人大山観光局 代表理事 足立敏雄（西伯郡大山町大山39番地5）

2 指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）

### 3 委託料の額

153,800,000円……(1) (債務負担行為額 153,820,000円)

[参考] 単年度委託料の額（(1)÷5年） 30,760,000円

### 4 選定理由

大山自然歴史館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、当該応募団体は他の施設管理実績に加え、大山の魅力発信のための取組みや利用者サービス向上が期待できるとともに、収支計画も堅実であると認められることから、上記の団体を指定管理者として選定した。

### 5 公募の経緯

(1) 募集期間（募集要項配布から募集締め切りの日まで）

平成23年10月20日(木)から平成23年12月2日(金)まで（現地説明会11月2日(水)）

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
一般社団法人大山観光局	西伯郡大山町大山39番地5	代表理事 足立 敏雄

### 6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
中永 廣樹（委員長）	日本海情報ビジネス専門学校顧問 米子工業高等専門学校非常勤講師
上田 京子（副委員長）	鳥取短期大学非常勤講師
竹下 純子	竹下純子税理士事務所
福島 多暉夫	一般社団法人日本写真作家協会理事 米子市写真家協会会長
中山 孝一	鳥取県西部総合事務所県民局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会；平成23年9月26日（月）

指定管理者制度及び大山自然歴史館の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会；平成23年12月8日（木）

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

## (3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理の基本的な考え方の適合性</li> <li>施設設置目的の理解</li> <li>指定管理者を希望する理由</li> <li>管理運営の方針</li> </ul>	<p>必須</p> <p>※平等な利用が確定できないと認められる場合は失格とする。</p>
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的・業務の基準に沿ったサービス・事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス向上策、利用促進策等</li> <li>自然の紹介し、魅力を体験できる場の提供、自然環境教育の場の提供・地域の観光施設等との連携</li> </ul> </li> <li>・管理の基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>開館時間、休館日の設定</li> <li>個人情報保護、情報の公開</li> </ul> </li> <li>・施設設備の維持及び衛生管理の水準 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設設備の維持管理業務の内容</li> <li>外部委託の考え方</li> <li>省エネルギー、省資源への取組</li> </ul> </li> <li>・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>火災・盗難・災害などの事故・事件の防止</li> <li>緊急時の体制及び体制</li> <li>利用者の苦情等のトラブルの未然防止と対処方法</li> </ul> </li> <li>・利用者等の要望の把握</li> </ul>	50
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画及び見積内容</li> <li>・県の委託料額の多寡</li> </ul>	30
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人等の財政基盤、経営基盤</li> <li>・組織及び職員の配置等</li> <li>・現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>・法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者雇用</li> <li>男女共同参画推進企業の認定</li> <li>ISO・TEASの認証等</li> </ul> </li> </ul>	20

## (4) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

	配 点	一般社団法人大山観光局
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	50	30.2
選定基準3	30	14.0
選定基準4	20	9.0
合 計	100	53.2

※点数は委員5名の平均

## 〈審査項目に対する評価及び意見について〉

## 選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

○管理の基本的な考え方 . . . (適合する)

## 選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ①利用時間 . . . (評価できる)
- ②施設管理 . . . (やや評価できる)
- ③施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容 . . . (やや評価できる)
- ④事故・事件の防止措置と緊急時の対応 . . . (やや評価できる)
- ⑤個人情報保護等への対応 . . . (やや評価できる)
- ⑥利用者等の要望の把握及び対応方針 . . . (やや評価できる)

## 〈主な意見〉

- ・大山自然歴史館の事業を地域づくり・観光・交流・イベント(行事)と連携させる考え方は評価できる。
- ・施設本来の目的である自然啓発、教育の場としての機能が薄れていくことがないように留意してもらいたい。
- ・施設の公益性を持たせ、広く意見を求めるための機関を設置してほしい。
- ・これまで館の運営に関わってきた方々との協力関係を継続していくことが必要である。

## 選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ①収入の見積もり . . . (やや評価できる)
- ②支出計画の見通し . . . (やや評価できる)
- ③県の委託料の多寡 . . . (普通)

## 選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ①法人等の財政基盤・経営基盤の安定 . . . (やや評価できる)
- ②組織及び職員の配置等 . . . (やや評価できる)
- ③現在の施設従業者の継続雇用の配慮 . . . (やや評価できる)
- ④関係法令に係る監督行政機関からの指導等 . . . (該当なし)
- ⑤法人等の社会的責任の遂行状況
  - ・障がい者雇用 . . . (義務なし)
  - ・男女共同参画推進企業 . . . (未認定)
  - ・ISO又はTEAS認定登録 . . . (未認定)

## 〈主な意見〉

- ・継続雇用に配慮しているが、現在の待遇より大きく落ちることがないように配慮してもらいたい。

## 7 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 開館時間・休館日

- 開館時間 午前9時から午後5時（7月21日から8月20日までは午後6時30分まで）
- 休館日 年中無休（予定） ただし、設備の定期点検等により休館日を設けることがある。

### (2) サービス向上策

- 大山寺参道の入口に位置する立地条件を生かして、大山を訪れる方々に大山の自然・歴史の情報提供の場としての展示・配付を行う。
- ホームページの充実により、大山の最新情報を随時発信し、県内外により多くの情報を提供する。
- 大山寺地区を散策・参拝するための移動手段として電動アシスト自転車の貸し出しを行い、高齢者・観光客への利便を図る。

### (3) 利用促進のための取組

- 現在、大山観光局で管理運営している大山参道ギャラリーや大山町観光案内所等と連携して展示・イベント開催により入館者の増加を図る。
- 鳥取県西部地区、大山山麓で開催される全国的イベントや記念式典などを利用し、各種イベントの開催や情報提供等により、大山への来訪者の増加を図る。

### (4) 地域や関係機関との連携

- 大山自治会、大山旅館組合、NPO団体・ボランティア団体等、地域と関係機関と連携して大山寺地域の活性化に努める。

### (5) 経費削減、省エネルギー、省資源への取組み

- 大山自然歴史館の山岳情報スタッフについて、大山観光局と重複する部分はルート、時間などを調整し、費用面の削減に努める。
- 外部委託については他の管理施設と一元化し、作業・経費の効率化を図る。
- 夏季の冷房について、展示物の品質管理上必要でない場合は、できるだけ冷房に頼らない館内温度・湿度の管理に努める。

件名	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立大山駐車場）について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本会議の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立大山駐車場</p> <p>(2) 指定管理者 西伯郡大山町大山39番地5 一般社団法人大山観光局 代表理事 足立敏雄</p> <p>(3) 指定の期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 理由 大山駐車場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般社団法人大山観光局を指定するものである。</p>

## 鳥取県立大山駐車場指定管理候補者の選定について

鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり、鳥取県立大山駐車場の指定管理候補者を「鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条の基準に基づいて審査した。

### 1 指定管理候補者（指名）

一般社団法人大山観光局（代表理事 足立敏雄） 西伯郡大山町大山39-5

### 2 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

### 3 審査結果

上記団体は、指定管理候補者として、適当であると認める。

### 4 審査の経緯

一般社団法人大山観光局から提出された事業計画書等の審査及び面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査を行った。

#### (1) 審査委員

氏名	所属等
細田 智久（委員長）	米子工業高等専門学校 建築学科 准教授
後藤 洋次郎	税理士
福元 芳子	皆生温泉おかみ会会長
荒金 恵美子（副委員長）	大山町女性団体連絡協議会 会長
中山 孝一	鳥取県西部総合事務所 県民局長

#### (2) 開催経緯

##### ア 第1回審査委員会

平成23年11月24日（木）

- ・ 指定管理者制度、審査委員会及び大山駐車場の概要説明。
- ・ 募集要項及び審査項目等の審議。

##### イ 第2回審査委員会

平成23年12月19日（月）

- ・ 面接審査の実施後、審査基準に照らした審査。

#### (3) 選定基準

	審査基準	審査項目
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 管理運営の方針等



2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 〔 サービス向上策、利用促進策等 〕 (2) 管理の基準 〔 利用時間、休場日、利用料金の設定、 個人情報保護、情報の公開等 〕 (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準の妥当性 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 (5) 利用者等の要望の把握の妥当性
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	収支計画及び見積内容の妥当性
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 団体の財政基盤、経営基盤の妥当性 (2) 組織及び職員の配置等の妥当性 (3) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (4) 団体の社会的責任の遂行状況 障害者雇用、男女共同参画推進企業の認定

(4) 審査結果

審査基準	適否	審査意見概要
1	適	○施設の設置目的を十分理解しており、利用者視点に立ちながらも、公共の駐車場として平等な利用の確保に努めており適正である。
2	適	○駐車場の利用料はチケットのナンバリング等の工夫により適正な徴収の確保及び管理がされている。 ○災害に対する責任体制や防災対策のマニュアル整備など危機管理対策がとられている。 ○利用者の満足度の向上のため、ホームページへの書込みの確認、アンケート実施等により利用者の声を集約し、日々の業務運営に反映させている。 【指定管理者となった場合に期待すること】 ○駐車場の修繕整備については、随時対応をされているところだが、今後とも県と十分に協議しながら計画的な修繕を行い、施設の適正な維持管理に努めて欲しい。 ○トイレの清掃など衛生管理がしっかりされているので、今後ともサービスの基本部分として徹底してもらいたい。 ○これまでの6年間の指定管理の経験やノウハウを十分に活かし、更に駐車場の利用促進を進めるとともに、スキー客の呼び込み等関連機関とも連携して観光振興の取組も進めてもらいたい。

3	適	<p>○ 年々の積雪量による利用者(スキー客)数の動向及び近年の大雪等による除雪費の増大等経営に直接影響する不安な要素がある中で、経費節減や効率的な利用促進などで収支均衡に努めるよう計画しており妥当である。</p> <p>○ 経費の大部分を占める除雪等の外部委託に当たっては、数社から見積りを徴収し、機動性、作業精度能力、接遇性等も考慮し、決定するなど適正な業者選定を行っている。</p>
4	適	<p>○ 過去の実績や経験を生かして、冬期季節雇用など安全性を確保するための具体的な従業員配置が計画されており妥当である。</p> <p>○ 男女共同参画や環境への配慮など社会的責任について、積極的に取り組むべきだと認識している。</p> <p>【指定管理者となった場合に期待すること】</p> <p>○ 来年度から新たに県立大山自然歴史館の指定管理業務の受託を内定されており、相乗効果が出せるようにして欲しい。</p>
総合評価	適	鳥取県立大山駐車場の指定管理候補者として、妥当であると認める。

#### 5 指定管理候補者の事業計画の概要

利用時間	24時間営業		
休場日	博労座	通年	無休
	立体	グリーンシーズン	閉場
		冬期	無休
	槇原	グリーンシーズン	閉場
冬期		無休	
利用料金	博労座	グリーンシーズン	無料
		冬期	車種別に料金設定(乗用車1,000円等) ※入場時間別料金設定あり (14時以降入場 乗用車700円等)
	立体	冬期	乗用車1,500円(2日目以降1,000円/日)
	槇原	冬期	無料

利用料金の減免	全額免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障がい者、精神障がい者等の利用</li> <li>○要介護認定者、要支援認定者の利用</li> <li>○身体障がい者、要介護者等の介護者の利用</li> <li>○県が主催（共催、後援）する事業の実施関係者の利用</li> <li>○行政機関の公用での利用</li> </ul>
県への納付	利用料金収入額の16%	
利用促進策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光協会の情報発信機能を活用したPRに努める。</li> <li>○旅行会社等に対して観光素材の情報を提供するなど利用を誘発する。</li> <li>○アンケートなどを活用した利用者ニーズの把握に努め、より利用しやすい環境整備や料金徴収の改善策を検討して満足度の向上に努める。</li> <li>○駐車場で開催されるイベント関係機関との連携及びイベント誘発の取組に努める。</li> </ul>	
苦情の未然防止と対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○接遇（言葉づかい、身だしなみ等）に関する職員教育を実施する。</li> <li>○トラブル発生時は、責任者へ報告し適切に対応する。</li> <li>○発生した事案は全体の問題として捉え、「原因と対策」を整理し再発防止に努める。</li> </ul>	
事務執行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○常勤職員5人</li> <li>○冬期季節雇用従業員14人（利用料金の徴収・整理、車両誘導等）</li> </ul>	
人材育成	<p>利用者（お客様）サービスの視点に立った事前教育を行うとともに、適宜、現場での直接指導に加え研修会を開催するなど従業員の育成に取り組むこととしている。</p>	

区分	議会の委任による専決処分の報告について (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年1月19日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年1月19日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方          鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨          県は、損害賠償金376,139円を支払うものとする事。          (過失割合…県10割)</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日          平成23年11月9日</p> <p>イ 事故発生場所          西伯郡大山町赤坂地内</p> <p>ウ 事故の状況          鳥取県生活環境部衛生環境研究所所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、和解の相手方所有の軽乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。</p>

区分	議会の委任による専決処分の報告について (10) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成24年1月25日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>県営住宅の入居者及びその連帯保証人に対する県営住宅の明渡し等の請求に係る訴訟の提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成24年1月25日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 相手方</p> <p>県営住宅入居者 4名 連帯保証人及び保証人 5名</p> <p>(2) 請求の要旨</p> <p>県営住宅入居者に対し、県営住宅の明渡しを求めるとともに、当該入居者及びその連帯保証人又は保証人に対し、当該県営住宅に係る未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求める。併せて、当該県営住宅の明渡し並びに未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針</p> <p>第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成24年1月27日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年1月27日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要                  (1) 和解の相手方                  米子市旗ヶ崎2200番地 米子瓦斯株式会社 代表取締役社長 宇野 松人                  (2) 和解の要旨                  県は、損害賠償金92,806円を支払うものとする事。                  (過失割合…県10割)                  (3) 事故の概要                  ア 事故発生年月日                  平成23年11月16日                  イ 事故発生場所                  米子市弥生町地内                  ウ 事故の状況                  鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、米子駅前ロータリー内で後退した際、後方で停止していた和解の相手方使用の普通乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。</p>

報告第4号

長期継続契約の締結状況について

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	生活環境部 衛生環境研究所	物品 保守	ファイルサーバーシステム	1式	米子市西三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	787,500	平成23年12月1日～ 平成28年11月30日	鳥取県生活環境部 衛生環境研究所